

第三十九回国会 参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和三十六年十月二十四日(火曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

十月二十三日委員村山道雄君辞任につき、その補欠として堀本宜実君を議長において指名した。
本日委員堀本宜実君及び紅露みつ君辞任につき、その補欠として村山道雄君及び泉山三六君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 谷口弥三郎君
理事 鹿島 俊雄君
村山 道雄君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君
委員 勝保 稔君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
山本 杉君
横山 フク君
吉武 恵市君
久保 等君
小柳 勇君
藤原 道子君
相馬 助治君

厚生省年金局長 小山進次郎君
事務局側
常任委員 増本 甲吉君
専門員

本日の會議に付した案件

- 理事の補欠互選の件
- 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
- 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 年金福祉事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
- 児童扶養手当法案(内閣提出、衆議院送付)
- 通算年金通則法案(内閣提出、衆議院送付)
- 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 連合審査会開会に関する件

○委員長(谷口弥三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。この際、委員の異動について御報告いたします。十月二十三日付をもって村山道雄君が辞任され、堀本宜実君が選任されました。また、本日堀本宜実君並びに紅露みつ君が辞任され、村山道雄君並びに泉山三六君が選任されました。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、理事の補欠選挙を行ないたいと存じます。

ただいまの報告中にありましたとおり、村山理事が一時委員を辞任されましたため、理事に一名の欠員を生じておりますので、この際、理事の補欠選挙を行ないたいと存じますが、その方法は慣例により、その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、私より村山君の補欠として村山道雄君を理事に指名いたします。本日の委員長及び理事会の打ち合わせについては、先ほど申し上げたようなことでございます。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、本日の審議に移ります。社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
○国務大臣(堀本宜実君) ただいま議題となりました社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、療養担当者の保険診療に対する指導監督に関する事項及び社会保険の診療報酬に関する事項を審議するため、厚生大臣の諮問機関として、中央社会保険医療協議会が置かれておりま

すが、この協議会につきましましては、御承知のようにここ数年來となく運営の円滑を欠き、そのために、診療報酬の改定等の重要問題の取り扱い等に多大の支障を生じているのであります。

先般、この問題を含め、社会保険等の適切な診療報酬を定めるためとるべき方途につき、社会保障制度審議会に諮問いたしましたところ、同審議会から中央社会保険医療協議会はその運営の円滑化をはかるためにすみやかに改組すべき旨の答申を受けたのであります。政府といたしましては、この答申の趣旨を取り入れまして、中央社会保険医療協議会の円滑な運営に資するため、その所掌事務の範囲及び組織を改めることとし、また、地方社会保険医療協議会についても、そのより円滑な運営をはかるため、その所掌事務の範囲及び組織を改めることとし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容について、御説明いたします。

第一点は、社会保障制度審議会の答申の線に沿いまして、この協議会の所掌事務を健康保険、船員保険の適正な診療報酬額及びこれと関連の深い療養担当規則に関する事項とし、従前の所掌事務から療養担当者の保険診療に対する指導監督に関する事項を除いたこととであります。

第二点は、これも社会保障制度審議会の答申の趣旨を取り入れまして、現在、「保険者の利益を代表する委員」、「被保険者、事業主の利益を代表する

委員」、「医師、歯科医師、薬剤師の利益を代表する委員」及び「公益を代表する委員」各六人合計二十四人の四者構成となっており、中央社会保険医療協議会の組織を、保険者、被保険者及び事業主を一グループにまとめまして三者構成に改め、公益代表グループ四名、他の二グループ各八名ずつ合計二十人としたこととあります。

第三点は、地方社会保険医療協議会の所掌事務のうち、療養担当者の保険診療に対する指導監督に関する事項は、実情にかんがみ、協議会の審議事項から削除したこととあります。

第四点は、地方社会保険医療協議会についても、中央社会保険医療協議会と同様の組織とすることが妥当であると考えまして、中央社会保険医療協議会の組織に準じてその組織を改正いたしましたこととあります。

以上がこの法律案の提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(谷口弥三郎君) 本法案に対する補足説明及び質疑は、次回以降にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは次に、国民年金法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法案、児童扶養手

当法案、通算年金通則法案、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

前回において厚生大臣からすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日はまず政府委員から細部についての説明を聴取いたします。

○政府委員(小山進次郎君) まず、国民年金法の一部を改正する法律案について内容の詳細を御説明申し上げました。説明は便宜お手元本日差し上げました「国民年金法改正内容対比表」という、これをもとにして御説明申し上げ

げたいと思います。左側に今回の改正法案の内容を掲げておりますので、これに従って御説明を申し上げます。

ちから出て参りましたので、なるべく
そういう希望に沿おうということでは
上げの減額年金という制度を設ける
ということにしたわけでございます。こ
れは繰り上げの年金の時期によりまし
て年金の額はおのずから違います。こ
れは政令で定められることになってお
りますけれども、一定の数学計算をも
とにしてほぼ自動的にきまるのであり
ますが、例を申し上げますと、六十才
から繰り上げてもらうということにな
りますと基本年金のおよそ六割程度こ
れは男女によって多少違います。そう
いうことになります。

(2) が「特別老齡年金の支給

補完的の老齡福祉年金を受けられる者に六十五歳から七十歳までの間次の拠出制の老齡年金を支給する。保険料を納めました期間が一年以上四年未満であります場合は年五千円、四年以上七年未満であります場合は七千円、七年以上であります場合は九千円、これは現在の制度は法文の九十九条に規定してあるのであります。が、保険料の免除期間が長かったために拠出制の老齡年金を受けることができなかったという者に対しては、七十才から老齡福祉年金を支給いたしますことはもちろんであります。が、同時に、それらの人々の納めました保険料を還付する制度を設けているのであります。それはそれらの人々が納めました期間のうちから三年間を控除いたしました残りの期間をもとにいたしまして、月百五十円、百円百五十円の別なく百五十円ということとは、つまり平均した保険料の百二十円に対して利子部分を控除してということになります。が、それを還付する、こういうような制度にしているわけであります。

これに對しまして二つの批判が非
常に強く寄せられたのであります。

趣味がないじゃないか、何とかしてそれを年金に結びつけるようにする。退はないかという点が一つでありまゝ。それからもう一つは、三年分を除くということが障害年金なりあるいは母子年金、遺児年金あるいは今創設されようとする準母子年金で、そういうことはわかるとしても、それを控除することは何と避けられなか、こういうようなことでありまゝ。この二つの点について何とかこの問題を解決しようということで、いろいろ検討いたしました結果設けることいたしましたのがこの特別老齢年金支給であります。これをやります場合に考えました点は二つでございます、一つは、これらの人々は七十から齢福祉年金をもらえる人でありまゝ。費用負担の面からいいますと、これらの人々の年金の負担というのは保険料からではなくして全部国庫から持という現在の仕組みになっておる。

の仕組みを何とか生かしていきたく。これを単純に拠出年金の部分に取り入れて参りますと、全額国費負担と

う点がぐずれてきて、まあ年金財政点から見ますという、相対的な意ではありますけれども、若干マイナスの因子になる。できるだけこういうの分については国が負担するというのが今後とも残していきたいということが一つでございます。それから一つは、先ほど申し上げました強い判に現われておった三年分の控除とるものをなくする、こういうことで

あります。そういうふうにしたしました結果、このような金額にしたわけがあります。これはいずれも納めました保険料に対しては三分の一の国庫負担を国から入れたものと同じ金額になっているという内容のものでございまして、これならば一部の人が非常に強く気にしている収奪といえますか、そういう言葉を使われるのでありますが、それはなくなってくる。こういうことになると思います。ただ、そういう解決をとうろついたしましたために、六十五から七十までは拠出年金、七十以上は福祉年金という、ちょうど木と竹をつないだような年金になったのであります。この点、姿は決してよくないのでありますけれども、あえてそういうよくない姿であるということを承知しながら、そういう道をとりました事情は、先ほどごくく申し上げたとおり、つまりこの人々の分については、なるべくよい国から負担を入れることによつて、内容の豊かな年金にしたい、こういうことからこのような解決になったわけであります。それから「(3)準母子年金の創設 祖母と孫、姉と弟妹とが生計を同じくしている世帯に対し、準母子年金を支給する。

だ、何分にも技術的な整理が非常にむずかしゅうございまして、どうもその点で、当時においては筋道の整理がつかないというような事情がございましたので、その筋道の整理をつけたところで残され取り入れる。いわば宿題として残されておった問題でございます。

どの点でその筋道の整理がむずかしいかということでございますが、ごく簡単なことを申し上げますと、母子年金の場合におきましては、一人のの発生子供について母子年金というものの発生する可能性というものは一つなんであります。実際におながをいたためて生んだ母親であるか、あるいはそうでなければ養母であるかということではもうきまるわけであります。ところが、準母子年金になりますと、一人のの孫をおばあさんと姉さんが一緒に力をあわせて養っている、こういう場合があり、あるいは一人の弟、妹、これは一人に限りませんが、同一の妹、弟を何人かの姉さんが力を合わせて養うというような場合が常にあるわけであります。そういうことに伴って、技術的な整理がなかなかつかぬというような事情があったわけであります。それを一定の原則に基づきまして一応整理をつけることができましてので、今回これを取り入れるということにしたわけであります。

なおこの問題は、抛出において取り入れますと同時に、無抛出においても取り入れる。したがって、準母子福祉年金という制度も、後ほど申しますけれども、取り入れられるということになって、そのほうはことしの四月一日にさかのぼって実施をしたいという内容になっております。

「(4)障害、母子、準母子、遺児年金の受給資格期間の短縮」

事故発生前一年間引き続いて保険料を納めていれば、これらの年金を支給する。これは、現在の制度では、ここに掲げてあります年金の最短受給資格期間は三年間ということになっているのであります。この三年間を何とか縮めることができないかというのが、これは制度発足のときからの問題でございます。実を申しますと、当初の厚生省の要綱には、これが二年間ということになっておったのであります。が、いろいろの事情から三年間になったのであります。この問題を今回取り上げまして、この前の改正法案におきましては、最初の三年間が経過するまでの間は、いずれにしても三年間という期間を要求するのは無理であるからという理由で、一年以上過ぎておればよろしい、ただし、額をそのときの案では七割程度に減額をしておいたのであります。これについて、前国会で衆議院の段階におきましていろいろ御意見がありました結果、衆議院の社会労働委員会で修正議決されました際に、この問題をこの案のとおり、金額は基準の金額そのままとし、三年間を一年間に縮めるという議決をなさったのであります。それをそのまま受け入れて今回提出をしたわけでありました。この改正によりまして、三年たたなければならなかったのが、一年たてばよろしいということで、おおむねこの種の年金制度の受給資格期間としてはまず望み得る一番いい状態に持ってくる事ができたわけでありました。

なお、将来の問題としては、且下社会保障制度審議会で御議論になってい

るのでありますけれども、母子、準母子、遺児の遺族年金の系統に類するものは、まず一年が大体行き詰まりである、これが大体もう究極に近い姿であらう、ただし、障害については、これは各種すべての年金を通じてむしろ受給資格期間というものを撤廃する方向で検討できないかということを目下いろいろ御研究になつておられるわけでありました。そういうふうな議論が将来一つの結論に達しますならば、これは国民年金に限らず、すべての年金制度を通じて考えるという時期が参るわけでありました。

「(5)遺児年金の額の引上げ」最低補償額を月千円、つまり年一万二千円、最高額は二万一千円、かように改めたいということでありました。現在の制度は、右側にごさいますけれども、最低保障額が七千二百円、これは月六百元になります。それから最高額が一萬五千円、これは、現在の制度では、遺児年金は老齢年金の四分の一という原則をとっているものであります。ただし、その額があまりに少なくなる場合には最低の額を月六百元にする、こういうことになっておられるわけでありました。その結果、三十年未満は全部同額、こういうことになったわけでありました。それを今回四分の一ではなくて、二分の一としたしまして、最低の保障額を月千円ということにいたしましたために、二十六年未満まではすべて同額、こういうことになったわけでありました。これもこの前の国会で衆議院の社会労働委員会で改正法案の修正議決をされました際に、これを取り上げられたいのであります。当局といたしましても、趣旨に賛成申し上げて、そのま

ま今回取り上げて、内容として取り入れたという事情でございます。

「(6)死亡一時金制度の創設」

三年以上保険料を納付した者の死亡に際し、遺族に対し、五千元—五万円に際し、遺族に一時金を支給する。この問題は、この制度が創設されますときからの懸案であつたのであります。まあ理屈からいって、保険制度において、特に生存保険の制度において、死亡一時金というふうな制度が取り入れがたいという事情はわかる。しかし、それにしても、現在の国民感情からいって、この年金保険に入つた以上は、何らかの形で給付を受けるのでないかと、いかにも掛け捨てをしたというふうな気持ちが出てきておもしろくない、何とかそれをに入れてほしい、これは特に農民層において非常に強い要望として、それぞれの関係団体から主張されておつたのであります。それでその問題について、当時いろいろ検討いたしましたけれども、どうも二つの点において行き詰まっておつたのであります。一つは、そういう制度を設けるためには相当の原資を必要とする、それを保険料の引き上げに求めるといふことはなかなかむずかしい。さりとて国庫負担をその分だけ増すという筋も立ちがたい。財源の目当てがつかないというところが一つと、それからもう一つは、この問題については、この制度の立案に当たられた社会保障制度審議会における学識経験者の意向が、圧倒的な形で消極的な反応を示しておつたのであります。そんないわば俗論にくみするようなことではという意向が非常に強かつた。その結果、当時この問題は現在の百条のような解決をすることに

なつたのであります。一応基本の制度には取り入れないけれども、そういう希望を持っている人が非常に多いという事実はやはり尊重していかなくちゃいけない。それで、そういう希望を持つ人々に対して、応じ得るための制度をこの国民年金に付属する制度として設けよう、その場合は、別に若干その分の増額保険料とでもいべきものを希望する人々から納めてもらつて、それらの人々に対してはそういう制度を設けていこう、その当時およそ二十円程度ということをお願いしておつたのであります。その後この問題についてさらに研究を進めましたところ、やはり国民感情として、その程度の解決では何とも落ちつかない、この制度自身の中にこの問題を取り入れなくちゃとても受け入れられないという機運が非常に強く出て参つたのであります。それからもう一つ財源関係のほうにおきましては、その後積立金の利回りにつきまして大蔵省と交渉いたしました結果、これを従来よりも少なくとも五厘程度引き上げ得る見込みが立つたわけでありました。そういうことからいって、その利回りのふえた分を原資としてこの問題の解決をはかつていくということ、約三百億の原資を調達いたしましたしてこの制度を設けることにしたのであります。この問題については、現在では、かつてこのような制度を俗論として退けておられた社会保障関係の学識経験者の人々も、やはり今の日本の事情ではこの種の制度は必要だということをかなりすなおに受け入れてくれる気持になつておりますので、私どもとしても、やはり日本ではこの制度をいかに社会保障の上

で間違つた制度だというような受け入れ方をすることではなく、やはりある時期まではあつていい制度だという気持ちで見守つていきたい。しかし、遠い将来の問題としては、この死亡一時金にウエートをかけるということとは、やはり方向として望ましくないもので、遺族年金系統の充実をはかるということによつて死亡一時金に対する国民の関心が実質的にそれほど高くなって済むような工合に制度を導いて参りたい、かような考えでいるわけでございます。

次が福祉年金部分についてでございます。その福祉年金部分については、拠出もそうでありましたが、原則として全部四月一日にさかのぼつて実施するということになっておりますので、今これによつて制限を緩和される人々は、この時期を非常に待つておられるわけでありました。

「(1)準母子福祉年金の創設」

拠出準母子年金と同様、準母子福祉年金を支給する。年金額は、母子福祉年金と同様。ただ拠出の準母子年金と違ひますところは、拠出の準母子年金の場合には、養われる孫とか弟、妹が十八才以下でございましてけれども、この準母子福祉年金の場合におきましては、母子福祉年金の場合と同様十六才未満でございまして、その点の違いがあるだけでございまして、仕組みは同様でございます。

「(2)本人所得による支給制限の緩和と義務教育終了前の子、孫、弟妹を扶養する場合の加算額を三万円に引上げる。現在の制度では、福祉年金は本人に十三万円以上の所得がある場合には支

給停止を受ける。ただし義務教育終了前の子供を扶養しているときには一人について一万五千元をこの十三万円に加算した額を支給停止の基準額にする、こういうきめ方にしてあるのであります。これを二つの面において繰りまして、これを従来の子供に限つておりましたのを、今度は孫、弟妹というふうな準母子福祉年金の場合もこれが適用され得るように広めるということでございます。それからもう一つは、一万五千元というのを三万円に引き上げることとあります。このうち一万五千元を三万円に引き上げるほうの分は、前の国会の衆議院の社会労働委員会において修正議決された際の修正内容でございます。政府側もこの趣旨に御賛成申し上げて、今回は当初の改正案に取り入れたものでございます。なおこの問題につきましては、今回この法案が議決される場合の附帯決議の中にも盛り立ておりますが、この十三万円という支給停止の基準額は当然改められるべきである、十五万円に引き上げられるべきであるという問題がなお残されているわけでありませう。

(三)二十五歳以上の子と生計同一による母子福祉年金支給制限の撤廃

義務教育終了後の子に前年五十万円以上の所得があるときに限り、支給停止する。これは現在の制度におきましては、母子福祉年金の支給停止条項の一つとして、二十五才以上の自分の子供と同居しているという場合には、一定の場合、つまり所得が明らかに一定とみなされるような場合を除いて支給停止を受けるという規定になっているのであります。この条項は私どももか

なり無理を感じておった条項でありまして、特に母子世帯についてだけこのように特別な支給制限条項はないほうがよろしい、またあることによって実際に援護を必要とする母子世帯に福祉年金がいかなないおそれのあることをおそれておりましたが、どうも実施の結果から見しても、そういう事情がうかがわれたのであります。したがって、この点はこの機会に解決をするというところで、必要な予算も計上済みでございますし、撤回をいたしまして、母子世帯だけに特な支給停止という条項はなくする。これは母子世帯も身体障害者の世帯も高齢者の世帯も支給停止条項はすべて同じようにするとい

うことにしたわけであります。ここに五十万円以上という金額がありますので、ちょっとごらんになりますと、えらい今度は緩和されたのじゃないかというお考えが浮かぶかもしれませんが、これはそうじゃないのであります。高齢者の場合でも身体障害者の場合でも、要するに自分の所得でないだれかの所得に依存して、その人に養われているという状態の場合の支給停止が、扶養親族五人で五十万円となっている、あのことを言っているわけであります。

「(4)所得制限に関する災害特例
受給権者、配偶者等が災害を受けたときは、支給停止を行なわない。」これはこの前伊勢湾台風の際に、特別措置法としてこういった内容の措置をとったのであります。この問題はそのときから国民年金審議会におきまして、伊勢湾台風に際してこの措置をとることはまことにけっこうだ、しかし、元来この種の措置というのは、何もそうい

う大災害のときだけにとるべきものではなくて、そういう災害があった以上は、その災害が全体として小災害であらうと何であらうと、個人にとつてみれば同じなことから、すべての場合に自動的に発動されるように将来は制度を考えろという建議を受けたのであります。その建議に従ひましてこれを取上げることにしたわけでございます。したがって、これは四月一日にさかのぼつて施行される予定でございますので、その後のすべての災害について全部平等に適用されるわけでございます。

以上で福祉年金の御説明を終わります。

次は、抛出、福祉両方共通の問題で、いえます。

「(1)廃疾の併合認定

二十歳未満の廃疾、抛出制発足前の廃疾と、制度加入後の廃疾とを併合して、障害年金を支給する。」これは現在の制度では制度加入後の廃疾のみを対象として障害年金が支給されております。これは現在の保険制度のいわば原則に従ってやっているわけであります。しかし、まあこれにきまして少なくとも二十才未満の廃疾と二十才後の廃疾に区別を設けることは何とか考

え直す必要がありはしないか。つまり二十才以前の廃疾というのは、現在の日本ではどの制度も責任を持ってその廃疾に措置を講じてないわけであります。そういう人が国民年金に入ってきて国民年金の被保険者として不幸にして障害を受けたという場合には、国民年金に入ってきてからの障害だけではなく、前の障害と併合して論ずるということにすることが必要ではないか。

また、同様な考えからいたしまして、
 拋出制度発足前に受けておった廃疾と
 拋出制度発足後に受けておった廃疾と
 については併合することが必要ではな
 いか。こういうことで、これは従来の
 保険制度から見ますというと、かなり
 大きいというより、まあ言う人によっ
 ては革命的な、したがってまた、悪口
 を言う人は、およそ保険というものを
 解せざる大きい変更だ、こう言われる
 わけでありますけれども、先ほども
 ちゃんと御紹介申し上げましたよう
 に、現在社会保障制度審議会で御議論
 になっております議論の方向も、事
 障害年金の問題については、従来の
 保険原則なるものを振り回すことはこ

の際考え直さなくちゃいかぬではないかという考えがむしろ圧倒的でございます。そういう方向も考えまして、今回はここまで踏み切るということにしようという内容でございます。したがって、残る問題といたしましては、将来制度相互の間におきまして、Aの制度の被保険者のときに受けました障害とBの制度に移ってから受けました障害との間にやはり併合認定をするという問題が将来の問題としてはあり得る。それがどういうふうに解決されるかというのはやはり将来の何年かの検

討を必要とする問題として残されているということになるわけであります。

〔②未支給年金の支給範囲の拡大〕死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に広く支給する。これは現在の制度では受給権者の死亡によって、その配偶者が母子年金を、その子が遺児年金を受けられるときにだけ未支給年金は支給するということになっているのであります。これ

を広く、まあ一般に遺族といわれる人々に支給するように改めようというのであります。これは明らかに国民年金制度を実施いたしました結果、現在の制度は是正を要するということを認めまして改めようとするものでございます。この問題については、すでに当委員会におきましても二年前に御議論がありまして、たとえば、老齢福祉年金がもらえるということで楽しみにしておったところが、もうす前になくなられた。もうその人がいないということでは一切お金が出ないというところ、いかにもこれは人情に反するじゃないか、また、考え方によってはもらえることをあてにしてほかから金を借りて

いるということだであり得るじゃないか、いずれにしても国民年金なり、あるいは厚生年金の系統の制度だけが、そういう態度をとることは考慮を要するじゃないかという御議論が非常に強かったわけであります。この点いろいろ検討いたしました結果、この点についてはこの際、国民年金、厚生年金の今の狭いやり方を改めまして、恩給法系統の広いやり方にはばこの年金制度を調整して統一していくという方針をきめまして、今回この年金を改めることにしたわけであります。

「(3)死亡の推定
船舶が沈没したこと等により三箇月以上生死不明のときは、死亡したものと推定して年金を支給できるようにする。」これも制度を実施いたしました。でも、どうもこういう規定がないと非常に工合が悪いという事例に若干ぶつかったのです。遺族と思われる人々、あるいは周囲の人々はもうはつきり死んだと思っても、しかし、失踪宣

告をするにはまだ年限が不足している、こういう状態で、母子福祉年金を

の経過をごく簡単に申し上げたいと思

れはそれぞれの制度に被保険者が所属

おきまして、問題の性質上、これは結論

る現状においては、各制度の間を移動

る、こういう状態で、母子福祉年金を
実際には受けることが適当だと思われ
るような事例がたくさん出て参ったわ
けであります。こういうものの制度上
の解決をしますためには、まあいろいろ
現在の制度でも認定で解決できます
限りにおいてはそれでしておりますけ
れども、どうもやはりどこかに無理が
あるわけでありまして、したがって、こ
の点についてはこのような船員保険法
にもあるような規定を設けることによ
りまして、さらに制度上この問題が解
決できるようにしていこうと、こうい
うわけでありまして、ただ何分、人の生死
に関する問題でありますので、あまりに
広げるわけにはいかぬというので、船
舶は沈没した場合、あるいは飛行機が
墜落した場合というような場合に一応
限られる規定になったのであります。

国民年金制度が作られます際に基
本になりましたのは、当然のことでご
ざいます。社会保障制度審議会の勧
告でございまして、あの勧告は国民年
金制度に関する答申というのでござ
います。その答申をします場合に、国民
年金制度というものを国民全部におお
うという制度としないで、現在あるい
ろいろな年金制度にカバーされていな
い人々を対象とする制度ということに
きめましたことから、それぞれの年
金制度相互間の結びつけをどうつけ
るかという問題が残された問題だとい
うことになったわけでありまして、こ
れは当時答申をなさいました社会保障制
度審議会も十分意識されまして、時、急
を要するから国民年金制度の内容につ
いてこういう答申をするけれども、こ
れに引き続いて各年金制度相互間に通
算の道をつけるということは必要だぞ
というのを一項目特に書き加えられ
たのであります。そういう事情があり
ましたので、その答申をなさいました
すぐあと、通算の問題についてさらに
研究を続けられました結果、目次の
「二 年金制度の通算に関する関係
審議会の答申」、この一番最初の「(1)年
金制度の通算等について(社会保障制
度審議会)」というのがございまして、
これを十月になって答申されたのでご
ざいます。で、この答申の中身は、年
金制度の通算についてはいろいろのや
り方があるけれども、現在の実情から
考えれば、やや事務的にはややこしい
かも知れぬけれども、いわゆるじゅう
づな方式あるいは凍結方式といわれ
るものでやるのが一番実際の、そ

目次の八に、「公的年金制度相互間
の通算調整に関する措置確立の促進に
ついて(昭和三十四年七月三〇日事務次
官等会議申合せ)」というのがございま
すが、これはこの年の四月に国民年金
法が成立をいたしまして実施されるこ
とになりましたので、引き続き提出
制の年金が策定するまでの間に、国民
年金とはかの制度はもろんのこと、
ほかの制度相互の通算措置も確立する
道を講じようじゃないか、それには非
常にこれは技術的にややこしい問題が
多いので、関係各省をして公的年金制
度通算調整連絡協議会というものを作
らせて、それによって具体的な案を検
討させ、それがまとまったところでそ
れを取り上げて進めていくことにしよ
うじゃないか、こういう趣旨の申し合
わせをしたのであります。そういうこ
とで、七月の三十日に申し合わせがあ
りまして、八月から検討が始められた
のであります。その間十数回会合を重
ね、これは形式上は内閣が中心になり、
実質的には私も厚生省が中心になり
て、関係省約十七、八の省庁がござ
いました。これと一緒に作業を進めて
参ったのであります。なお、その間に

出ましたのが、九の「公的年金制度に
おける期間通算制度要綱」というもの
でございまして、この要綱の骨子にな
りますものを閣議決定いたしましたの
が、十の「公的年金制度相互間の通算
制度実施に関する件」、三十五年十二
月十六日の閣議決定でございまして、こ
の閣議決定の内容は、公的年金制度通
算調整連絡協議会の決定内容を法案に
まとめましたのが、通算年金通則法案
と、通算年金制度を創設するための関
係法律の一部を改正する法律案でござ
います。それで結局、ややくどく申し
ましたけれども、この通算制度の内容
は、結局九の「公的年金制度における
期間通算制度要綱」に盛られているの
が内容でございまして、したがって、こ
れをもとにいたしましてややくどいと
ころがありますので、それは省略しつ
つ申し上げたいと思ひます。

「目的」は、これは当然でございま
すが、「公的年金制度が多数併立してい
る現状においては、各制度の間を移動
する者について年金制度による所得保
障が行なわれなくなる弊害があるの
で、各制度における加入期間を通算し
て所定の年数に達する者について年金
を支給する途をひろくため、各公的年
金制度を通じて所要の改正をはかるも
のとする」ということでございまして。
この点はもうどなたも御存じのこと
であります。実はこれは数字について
ごらんいただきますと、現在の日本の
年金制度というものは、いかにまあ名
目だけのものであつて、しかもごくわ
ずかの者にとつてしか意味を持ってい
ないということがおわかり願ひするの
であります。今、日本にある年金制度
の、一番効率のいい年金制度は、申し
上げるまでもなく、厚生年金制度であ
ります。この厚生年金制度で二十年
の資格期間を満たして老齢年金を受け
得る者は、男子で六六・九%、七割足
らず、しかし、これはもう圧倒的にい
い率でございまして、女子は一〇・五%、
つまり一割程度の人年金を受ける。
それから国鉄共済の退職年金制度は比
較的効率のいい制度とされているので
ありますが、これも平均をいたしまし
てわずかに二〇・四%、二割程度の者
が老齢年金を受けて、退職年金制度と
称しながら、実は二割の人が年金を受
け、八割の人は年金によらざる一時金
といふば適当に片づけられている制度
ということになるわけでありまして、私
学共済になりますと、男で一九・六%、
女で一三・二%、これは女子は学校の
職員の場合はやや効率がいいわけであ
ります。農林共済におきましては平均
して一一・四%、わずかに一割強でこ
ざいます。したがって、そのそれぞれ

以上で国民年金法の一部を改正す
る法律案の内容を概略御説明申し上げ
たのであります。次に、通算年金通
則法案及び通算年金制度を創設するた
めの関係法律の一部を改正する法律案
について申し上げます。これもお手元
に差し上げてあります参考資料、や
や厚いものでございまして、これを
もとに御説明申し上げたいと思ひま
す。

まず目次のところをごらんいただき
まして、この制度が生み出されるまで

第七部 社会労働委員会会議録第七号

昭和三十六年十月二十四日【参議院】

五

の年金制度に所屬しておった期間を牛かして、結びつけて、老齡年金をもらへるようにするというのが、言葉の上だけでなくて、實際上はこれは非常端に目立たないことでありますけれども、意味のあることだということがわかるわけであります。こういうような事情からいたしましたして、社会保障制度審議會はもちろんのこと、関係各省もこの機会にひとつ各公的年金制度におけるこの問題を解決しようということで、お互いに協力をしたわけであります。

二 通算の対象とする公的年金制度

國民年金、厚生年金保險、船員保險、國家公務員共済組合、市町村職員共済組合その他地方公務員の退職年金制度、私立学校教職員共済組合、公共企業体職員等共済組合、農林漁業団体職員共済組合」。

〔二〕通算老齡年金
各公的年金制度は、当該制度の老齡年金を受けるに必要な資格期間を満たしていないが、各制度に加入した期間を通算すれば所定の年数に達する者に対して通算老齡年金を支給する措置を講ずるものとする。これはじゅうずなぎの年金方式の原則をうったのであります。

「四 通算老齡年金の支給要件
通算老齡年金の支給要件は、各公的年金制度の被保険者期間を合算して二十五年以上であるか、又は二十五年未満であっても国民年金以外の各被用者年金の被保険者期間を合算して二十年以上であることとする。」

これはちよつとくどく書いてありますが、こゝういう意味であります。一生の間に動き回つた制度が被用者年金と叫ばれる制度であるならば、合算して二十年以上になれば老齡年金がもらえるようにする。それから被用者年金の期間を合わせたのでは三十年にならぬという場合にはそれと国民年金に所属した期間を加えて二十五年以上になれば老齡年金がもらえるようにする、こゝういう趣旨でございます。この場合にどれだけの期間が生きるかということについて、「一」の公的年金制度における被保険者期間が一年以上である者に限り、合算の対象とする。」

それから「(一)昭和三十六年四月一日前
の被保険者期間のうち、すでに脱退手
当金を受けた期間は、合算の対象とし
ない。」これはすでに退職一時金を受け
てそれぞれの制度と縁がなくなつた人
の分については、もう實際上それぞれの
制度としてどうしようもございません
ので、この通算の措置はすべてこの法
律が施行されてから、つまりことしの
四月一日以降ということにしたわけで
あります。

「(2)支給資格期間についての経過措置
経過措置として昭和五年三月三十一以前に生まれた者については、二五年の資格期間はその者の年令に應じて一〇年以上二四年までに短縮する。この場合の年数は、その者の昭和三六年四月一日以後の被保険者期間のみをとるものとする。

なお、これに伴ない、その者が右の期間同一の制度に加入していた場合には、当該制度の老齢年金を受けるに必要な資格期間を満たしていないときで

あつても、通算老齡年金に相当する年金を支給する措置を講ずるものとする。」これは実は非常に大きい意味を持つてゐる経過措置でございまして、この経過措置をのむことについて関係の各制度としてはかなり苦しんだわけでありまして、最後はいずれも快くのんでくれたわけであります。これはそれぞれにの制度について國民年金と同じ経過措置をして、さらにこの通算が生

けるようにする。国民年金と結びつくことによって二十五年以上という原則でありますけれども、しかし、年をとっている人の場合にはそうはいかぬ。国民年金については年をとった人

は十年でよろしい。逐次延びてそれが二十五年までになるわけであります。それと同じような措置をそれぞれの制度でもとってもらう。したがって、こ

としの四月に五十をこえている人々にはかの制度に五年おつてその後やめて国民年金に入つて五年たつということがあつても十年で年金がもらえるとい

うようにしようという措置であります。それから「なお、」の方が実はもっと各制度において大きい意味を持っているわけですが、そういう措置

を各制度が国民年金との関係において講ずることにいたしましたので、それならば自分の制度の中にことしの四月以降十年以上いた者についてその者が

たとえ二十年にならなくともあるいは特別な制度で十五年と規定しているものがありますが、十五年にならなくともその人に当然老齢年金があつていい

じゃないかというところまで議論が展開いたしました、それもやろうということになったわけであります。したがって、ことしの四月を起点にいたし

まして、各種の公的年金制度を通じて、これからそれぞれの制度で期間を過ごす比較的年をとった人々にかなり有利な経過措置を講ずるという仕組みがすべての年金制度を通じて行なわれることになったわけであります。まあ申し上げれば非常にこれは簡単なことでありますが、なお、ここまでいくのに各制度としては相当いろいろな検討をされたわけであります。

「(3)支給開始年齢
通算老齢年金の支給開始年令は、国民年金にあっては六五歳、国民年金以外の各被用者年金にあっては六〇歳とする。」

なお、それぞれの制度で繰り上げ支給の規定がありますものについては当然それはそれで適用されるという原則をとっております。

「(4)現に公的年金制度の被保険者である者の取扱い
通算老齡年金は、受給資格期間を満了した者が六〇歳又は六五歳に達した

後に現にいずれかの公的年金制度の被保険者である場合であっても、当該制度の通算老齢年金の支給は停止するが、その他の制度の通算老齢年金は支

これはこういう趣旨でございます。

たとえば被用者の年金制度を三つ移ったその期間を合算すれば二十年にな

る。残りの期間を現在国民年金に属して暮らしている。まだ六十五まではならぬ。六十一ぐらいになったと、こういうような場合には、その人には国民年

金の金は支給されませんけれども、それ以外の制度の分は六十をこえておりますから支給する、これがどの制度の関係においてもそういうふうにしよう

と、こういうことでございます。つまり従来の制度でそれぞれの制度が与えておりました利益というものは最大限に生かすという原則を貫いたわけでございます。

「五 通算老齢年金額

通算老齢年金の額は、合算の対象となつた被保険者又は保険料納付済期間に応じて、次に定めるところにより算定した額とする。

(1) 国民年金にあっては、保険料納付済期間一年について九〇〇円（二〇年をこえる部分については一二〇〇円とする）。

(2) 厚生年金保険にあっては、被保険

者期間が二〇年である場合の老齢年金の基本年金額の二四〇分の一に被保険者期間の月数に乗じた額とする。

(3)その他の制度にあっては、厚生年

金保険の給付水準を下回らない額とする。」

これは国民年金におきましては、すでに制度発足のときから通算を予想し

ておりましたので、国民年金に所属しておった分だけが当然いくようにきめたわけであります。問題は厚生年金でございまして、今の厚生年金におきま

しては、二十年に満たない場合の受け取る退職、脱退手当金というものはかなり低い額になっておるのであります。したがって、それだけをもとにし

てこれを年金化することを考えるということになり、二十年に達した人の分と比べて非常に不利になることになるわけにあります。この点いろいろ

ろ厚生省内で原局を中心に論議いたしました結果、この際ひとつそういう人々にも二十年の資格期間を満たしたものと同一レベルの年金額が行き渡る

ようにしよう、この通算の措置を通じてこの態度というのとはほかの被用者年金にも及びその基本となるものであるだけに、この厚生年金はそれに踏み切らうじやないかということでも踏み切ったわけでありまして、したがって、厚生年金におきましては、今度の通算措置によりまして二十年未満の人々の取り扱いというものは非常に内容が引き上げられたのであります。当然のこととして保険収支の上において若干のこれはマイナスの因子になっております。千分の二程度のマイナスの因子になっておるのでありますが、これは運用利回りの改善その他の方法で解決をして保険料にはね返ってこないようにしよう、こういう原則をとることによって問題を解決したわけでありまして、厚生年金がこういうふうなことになるようにしたので、ほかの制度も少なくとも厚生年金並みのものは出すと、その差額をそれぞれの制度は従来どおり退職一時金として出していく、こういうことになったわけでありまして、したがって、制度によりまして、従来の退職一時金のうち三割程度この通算の措置が解決つき、残り七割くらいが退職一時金でいくという制度と、従来の退職一時金の四割あるいは五割程度を使っていくというこの結果、退職一時金は従来の半分程度に落ちるという制度が出たわけでありまして、なお、この問題について、それぞれの制度もこの機会に厚生年金と同じような措置をとるべきではないかという意見も一部にあるわけでありまして、ほかの制度は、やはり一部労務管理という性格を持てているという事情がありまして、この場合、厚生年金はどすきりとは踏み切れない

い。したがって、それぞれの制度の中における受給資格期間を満たす者と満たさない者との相互関係は、これは通算の問題ではなくて、それぞれの制度自体の問題としてあらためて考えていくという態度をとることによってこの問題と一応切り離す、こういうことになったわけでありまして。

「六」 脱退手当金との調整

通算老齢年金の支給に必要な費用は、現行の脱退手当金（退職一時金）の原資をもつてあてがうが、なお財源に余裕のある制度においては、その限度において退職一時金を存置するものとす。結果としては、すべての制度が従来の退職一時金の五割以上を退職一時金として存置することができるということになったのであります。

「七」 一の公的年金制度において受給資格期間を満たした者の取扱い

一の公的年金制度において当該制度の老齢年金を受けることができる者又はその受給資格期間を満たした者が他の公的年金制度の被保険者となった場合においても、通算の対象とし、その者に当該他の制度の通算老齢年金を支給するものとす。これはこういう扱いをきめたわけでありまして。

「八」 被用者年金の被保険者の妻等についての特例

被用者年金の被保険者の妻等国民年金の任意加入被保険者についても通算は強制適用とするが、これらの者が国民年金に任意加入しなかったときでも、通算老齢年金の受給資格期間の計算については、その任意加入しなかった期間を任意加入したものとみなして計算することとする。これは現在、被用者の妻をどう扱うかということが年金

制度の基本に関する問題として残されており、目下、社会保障制度審議会でも御検討願っているわけでありまして、この問題について最終の結論がつくまでの間、一応こういう扱いでいく、そうして形式上、任意加入した者とみなして利益を享受する道だけは残しておく、こういうことにしたわけでありまして。

「九」 経過措置

昭和三十六年三月三十一日以後引き続き一の公的年金制度の被保険者であつて次に掲げるものが当該制度を脱退したときは、その者の希望により従前の脱退手当金（退職一時金）を支給することができるものとす。この場合においてその脱退手当金（退職一時金）を受けたい期間は、通算老齢（退職）年金の受給資格期間の合算の対象とはしない。

（昭和三十六年四月一日において五〇歳をこえる者）

（昭和四十四年三月三十一日以前に脱退した男子）

（昭和四十四年三月三十一日以前に脱退した女子）——最後のこの「女子」には若干議論があるようでございますが、これは簡単に申しますと、今後五年間だけはどうぞをとおりにしてあげようというふうな措置にしたいわけでありまして、したがって、全部退職一時金をもらって、通算の基礎にならぬというふうな道をとるのもよろしいし、また、退職一時金は退職一時金でもらうが、一部を通算の原資として残しておいて、将来の年金のもとにするというふうにしてもよろしいという措置をとったわけでありまして、この五年について、これを将来永久に自由にしたらどうかという意見もあったのであります。

すが、いずれにしても、公的年金対象者の配偶者である女子をどうするかというところが根本的にきまったら、それとらみ合わせて処置すべき問題である。したがって、五年間の経過期間というものを設けておき、その後の推移を見た上でさらに処置をするという道をとってよろうというところで、思いきり長い経過措置をここで設けるといふことにしたわけでありまして。男子のほうは、これは当然のことながら、一年ということにしたわけでありまして。

「十」 通算のための機構

通算老齢年金の支給決定は、各制度において行ない、その支払は別途便宜な方法を考慮するが、さしあたりはそれぞれの制度において行なうものとす。これはいろいろ議論がありまして、やはり望ましい方法としては、どこか一つの機関を通じて、それぞれの制度から受けるものをまとめて被保険者に支払いをする、受給権者に支払いをするということが望ましいと考えておるのであります。ただ、これについては、現段階においては、それほど量でもないし、それほど大がかりな措置は必要あるまいということ、さしあたりこういうそれぞれの制度が行なわれるということにしたわけでありまして、いずれこの通算の年金を受ける者の数がふえて参りますならば、当然この規定が必要になるわけでありまして。

その趣旨におきまして、通算年金通則法案におきましても、政令で定める者にこの支給をさせることができるということで、将来必要を生じた場合にそれを補い得るものを作っておいたのであります。

「十一」 通算制度の実施に伴う各制度の調整
(1) 通算老齢年金の支払期月、未支給年金の支給対象、支給順位等は、可能な限り各制度を通じて統一する。これは、今回の通算年金通則法案におきまして全部統一をいたしました。
「その他各制度は所要の調整を行なう。」ということ、これは四月一日から実施すること、これは四月一日から実施すること、前回成立をいたしませんでしたので、公布の日から実施をする。四月から公布の日までに起こりましたものにつきましては、特に本人が希望を申し出た場合だけ通算の措置をする。そうでない場合は、これは本人たちは退職一時金の全部をもらうという道をとることを好んだわけでございますので、それはその自由にかかせる。こういうことにしたわけでございます。

○委員長（谷口弥三郎君） ちよっと速記をとめて。

○委員長（谷口弥三郎君） 速記を始め。

それでは午前はこの程度で、暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時十八分開会

○委員長（谷口弥三郎君） 休憩前に引き続き開会いたします。

まず第一番に、この際連合審査会に関する件についてお諮りいたします。本院規則第三十六条に基づき、水資源開発促進法案及び水資源開発公団法案について建設委員会と連合審査会を開

会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。

なお、審査会の開会日時などにつきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないものと認めます。それではただいまの決議に基づきまして、委員長は建設委員長と協議することにいたします。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、これから休憩前に引き続き、国民年金法の一部を改正する法律案外四件の補足説明を続行いたします。

まず、児童扶養手当法案、これについて補足説明を大山児童局長にお願いいたします。

○政府委員(大山正君) お手元に差し上げてあります「児童扶養手当法案参考資料」の五ページに、児童扶養手当法案要綱がございまして、この要綱につきまして御説明申し上げます。

第一、制定の目的、「母子家庭等が置かれている経済的社会的状況にかんがみ、父と生計を異にしている児童を監護している母等に対し、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ること。」この目的につきましては、申すまでもなく、生別母子家庭を主体にいたした制度ということに相なっておりますのでございまして、なぜこの生別母子家庭に対する手当を国民年金でやらずに単独の法案として提案したかという点につきましては御説明申し上げますと、すでに御承知のように、国民年金

法は提出制の国民年金をもとにいたしまして、その補完的あるいは経過的なものについて無提出の福祉年金を規定しているわけでございまして、生別母子家庭につきましては、離婚が前提になるわけでございまして、離婚を保障の事項として提出制年金に取り入れるというところにつきましては、担当の年金局におきましていろいろ検討いたしました。理論上も非常にむずかしい問題があると、各国の立法等を見まして、提出制の年金には取り入れることができない。したがって、また、無提出制の年金にも取り入れることができないというところをございまして、この際、単独立法としてこのような生別母子家庭等に対して手当を支給しよう、こういう趣旨の法案でござい

ます。第二の「内容の要点」でございまして、(一)支給要件(1)父母が婚姻を解消した後、父と生計を異にする児童、いわゆる生別母子家庭でございまして、これが主体でございまして、それから「父が死亡した児童」父が死亡した場合に原則として国民年金が支給されるわけでございまして、例外的な場合といたしまして、たとえば母が二十才未満であるとか、あるいは父が死亡した際に生計維持の關係がなかったというような特別の場合には年金が出ない場合がございまして、こちらにそういう場合も取り入れようという考え方でございまして、それから「父が廃疾である児童等」そこに「等」とございまして、例示として申し上げますが、法律に書いておきますのは、父が生死不明になったような場合でござい

それからこれに準する場合を政令で規定することになっておるのでござい

ますが、ただいま政令で掲げることをご予定しておりますのは、たとえば父に遺棄されている児童あるいは父が長い期間にわたって法令によって拘禁されているような場合、そういう母子家庭に準するような場合を考えておるのでござい

ます。なお、法律婚のみならず事実婚の場合、あるいは婚姻によらない母子状態にある世帯というようなものにつきましても加えるようにいたしたいと考えて検討いたしております。そういう児童でありまして、「義務教育終了前のもので、この年齢制限につきま

しては、国民年金の無提出年金等の母子福祉年金と同じでござい

ます。そう、義務教育終了前の児童を母が監護している場合には母に支給いたします。母もおられない、あるいは母が監護しておられないという場合には第三者がこれを養育しております場合に、その第三者に対しては支給するということにいたしております。

につきまして御説明申し上げますように、衆議院の社会労働委員会の前国会における修正議決をそのまゝ取り入れて、この点三万円というように直して提案いたしております。

〔4)母又はその他の受給資格者の扶養義務者が、前年において、標準世帯にして五十万円程度以上の所得があったときは支給しないこと。と扶養義務者の所得が多いということによる支給制限につきましてもおおむね母子福祉年金に準じております。それから災害等の場合に支給制限を撤廃する点につきましまして、先ほど母子福祉年金について御説明したのと同様の措置を講じております。

二、手当額 児童扶養手当の額は、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合には千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額とすること。第一千八百円、第二千四百円、第三千以降は二百円ずつという手当額にいたしております。

三、支払期月、児童扶養手当の支払いは一月、五月及び九月の三回に支給することにいたしております。この点

は国民年金法におきまして母子福祉年金と同じ月をとっております。この点、前国会に提案いたしましたときに少しこれと異にしておりました、三月、七月、十一月という月をとっておったのでござい

ますが、その後検討の結果、やはり国民年金法と同様にすることが適当だと考えまして、今回の提案にあたりましてこの点を直して提案いたしております。

四、不服の申立て 児童扶養手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議の申立てをし、さらに不服がある者は厚生大臣に審査の請求をすることができ

ること。 五、費用 児童扶養手当の支給に要する費用及び事務の執行に要する費用は国が負担すること。

第三 施行期日 施行期日は、昭和三十七年一月一日とすること。で本年度は一月から実施いたしますので、予算といたしましては一月、二月、三月の三カ月分を計上いたしております。総額において二億四千二百六十六万円の予算を計上いたしております。この対象になる世帯数、児童数でござい

ますが、本年度の予算におきましては五万九千八百九十五世帯の母子世帯と、孤児として七万五千九百六十九世帯、合わせて七万五千八百六十四世帯を支給の対象にいたしております。児童の数にいたしましては十二万六千七百七十五人の児童数を見込んでおります。なお本法案につきまして、去る十月十九日に衆議院の社会労働委員会決議になりましたときに附帯決議が付けられておりますので、その附帯決議を朗読いたします。

二、政府は、児童手当又は家族手当につき、世界の諸情勢を研究しながら将来これが実現につき努力すること。

以上補足説明を申し上げます。

○藤田藤太郎君 ちよっとわからぬところも一ぺん言ってくれませんか、最後の金額幾らになりますか、金額と世帯人員。

○政府委員(大山正君) 本年度の予算の総額が二億四千二百十六万円、それから世帯数が、母子世帯が五万九千八百九十五世帯、それから孤児の世帯として一万五千九百六十九世帯、世帯数合わせまして七万五千八百六十四、それから児童数にいたしますと、延べに十二万六千七百七十五人、こういう計算をしております。

○藤田藤太郎君 それからもう一つ、今のところ、五十万程度と書いてあるが、五十万程度という条件はなかったように思うのですが……

○政府委員(大山正君) 標準世帯の場合、五十万円の所得と、扶養家族数が変わりますと、その五十万円という金額が変わって参りますので、そういう意味でございます。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは、次に年金福祉事業団法案につきまして、森本保険局長から説明願います。

○政府委員(森本潔君) 年金福祉事業団法案について補足説明を申し上げます。

お手元に、年金福祉事業団法案関係参考資料というのがございます。このページの五ページをお開き願いますと要綱がございます。これを中心に御説明申し上げます。

第一の目的でございますが、これは大臣の提案理由に申し上げましたとおり、福祉事業団は、厚生年金と船員保険及び国民年金と、こういうような保険で長期保険で、積立金を持っておる保険でございますが、厚生省所管で三つございまして、この三つの保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ合理的に行なうたいというものが一つでございます。福祉事業団が、これら三保険の福祉施設の設置運営を行なうということが一つでございます。

それから第二としまして、これらの制度の被保険者、被保険者であった者及び受給権者を持つておる者、これらの人に福祉の増進に必要な施設の設置または整備を促進するための措置を講ずることを目的とする。この「設置又は整備を促進するための措置を講ずる」と申しますのは、具体的には、金融の、金を貸すというのをいっておるわけでございます。したがって、おる事業団としましては、みずから施設を設けるというものが一つと、それからもう一つとしましては、施設の整備のための金融をさせるとかいうのと二つの目的を持つておるわけでございます。

提案理由にもございましたように、この仕事は、かねて還元融資という形で地方債でやって参っておりまして、ところが、実際やってみますと、実際設置いたしますところの事業主、被保険者の団体にたりましては、地方債という形で又貸しを受けるわけでございます。その結果、地方財政にいろいろ影響されて、実際はいいところが借りられないということでございます。あるいは地方公共団体としましては、自分が設置するのじゃなくて、

トネルをするだけである。いろいろ事務的なめんどうもあるほかに、債務の負担もなければならぬという事情もございまして、それから現実の様子を見ますと、大企業のはうにおきましては、比較的、地方債の形で還元融資が借りられやすいわけでございますが、中小企業のはうにはなかなか行きわたらないというのが実情でございます。

したがって、こういう地方債という形の不便を除きまして、また同時に、中小企業に借りやすい形をとるというためにこの事業団というものを考えたわけでございます。これは大臣の提案理由の御説明にもあったとおりでございます。

それから第二の総則のところでございますが、一としまして、「年金福祉事業団は、法人とし、主たる事務所を東京都に置くものとする」これは二番の「事業団の登記、名称の使用制限、住所及び不法行為能力等について規定するものとする」事業団の登記は政令で定めることになっておりますが、他の一般の事業団の場合の登記の方法と同様にすることになっております。

それから名称の使用制限は、この事業団以外のものは、年金福祉事業団という名称を使ってはならぬということにいたします。それから住所及び不法行為能力等につきましては、民法上の公益法人と同様の規定にいたしたいと思っております。

第三の役員及び職員でございますが、一、事業団役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置きます。理事長及び監事は厚生大臣が、それから理事は厚生大臣の認可を受けて

理事長が任命するものとする。これも他の事業団の例と同様でございます。

二番に「役員及び代表権の制限」について規定するものとする。役員につきましては、欠格条項といたしまして、国会議員でありますとか、あるいは国家公務員でありますとかいうものは資格がないということ。それから事業団と営業上の取引関係にある者もこれも欠格条項といたしております。こういうものを欠格条項といたします。それから役員は、営利を目的とする団体の役員とて、あるいはみずから営利事業を行なっている者、こういうものは役員になれないという制限をいたしております。

それから職務権限につきましては、「理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する」とあります。それから「監事は、事業団の業務を監査する。それから理事は、理事長の職務を補佐する」という一般的なことでございまして、任期はいつでも四年でございまして、再任を妨げない。それから「代表権の制限」これは理事長の問題でございますが、これが事業団と理事長との個人的利益が反する場合に、理事長の代表権は制限されるということでございます。この場合は、監事が代表権を代行することになります。

三番目の「事業団の職員の任命並びに役員及び職員の公務員たる性質について規定するものとする」と事業団の職員の任命は、これは理事長が行ないます。それから「役員及び職員の公務員たる性質」云々と書いてございまして、この意味は、事業団の役員、職員は、刑法の罰則の適用につきま

ては、これは公務員とみなすということにいたすわけでございます。

第四に業務でございますが、「一事業団は、その目的を達成するため、次の業務を行なうものとする」と。仕事の内容でございますが、イとしまして、「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による福祉施設のうち、老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。それからロとしまして、次に掲げる者に対し、被保険者等の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。」(イ)としまして、「事業主又は船舶所有者」(ロ)の事業主で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの連合体で政令で定めるもの(四)「前三者以外の被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行なう法人で政令で定めるもの」ということでございまして、イの方は、自分がみずからという施設を設置、運営するからというものでございまして、ロの方は、どういうものかというものを規定したものでございまして、この点につきましては、この資料の四十三ページをお開き願います。四十三ページの二としまして、「昭和三十六年度事業計画(案)」というのがございまして、(ロ)の方から申しますと、昭和三十六年度におきましては、資金運用部資金の借入金五十億を原資としまして、同額の貸付を実施する予定であります。この五十億のうち、

本年度でありますと五十億という数字になるわけでございます。それから短期の借入金、これは年度内に償還するものでございまして、これは資金不足のためにつなぎ資金として借りることができるといっております。四番目に「債券発行について規定すること。」、これは法律の上では年金福祉債券を発行することができるといふことになっ

ております。ただいまのところ、年金福祉債券を発行する予定はございませんが、一般にこの事業団におきましては、この規定がございまして、同様に規定いたしましたわけであり、五番目の「政府は、予算の範囲内において、事業団に対しその業務に要する費用を交付することができるものとする。」この事業団に對しましては政府は出資ということをしておりません。貸付の原資を借り入れさせることを認めるだけでありまして、事業につきましては出資金によらずに交付金で処理することとでございます。これは厚生年金、それから船員保険、国民年金のそれぞれの特会からその事業費として事務費を交付することにしたとしております。この予算が本年度で七千九百万円という予定でございます。それから六番の余剰金の運用方法及び財産の処分等の制限について規定すること。余剰金が年度内に出ることがございますが、これは使ひ方としては国債を買う、それからあるいは厚生大臣が指定する金融機関へ預ける、こういうように余剰金の運用方法を指定してございます。それから財産の処分の制限につきましては、これは厚生大臣の認可を受けなければ具体的に処分をしてはならないということにいたしております。それから七「その他事業団の財務及び会計に必要事項は、厚生省令で定めることとする。」これは文字どおりでございますので省略いたします。

入検査について規定するものとする。これも文字どおりでございます。第七、協議、事業団の事業計画と資金計画、業務方法書、業務の委託または予算等の認可を厚生大臣がするわけであり、その際には厚生大臣は大蔵大臣と協議をすることにいたしております。第八罰則、「事業団の役員が、この法律に規定する厚生大臣の認可又は承認を受けなかったとき、法律に規定する業務以外の業務を行なったとき等の場合について、所要の罰則を設けること」といたしました。第九、その他、一この法律は、公布の日から施行いたします。それから事業団設立の手續については、設立委員を設けて設立の準備をいたすことにいたしております。それから三、登録税法等の一部を改正すること、これは税の免除規定でございます。大体以上のようなものでございまして、この業務の開始につきましては、法律が成立いたしましたならば、およそ一月の準備期間をおきまして、諸準備をいたし、届け出をいたしまして業務開始は一月後に予定しております。できれば年度内に最初の貸付ができるようにいたしたかどうかというところで準備をいたしたわけでございます。それから要綱につきましては今の程度でございますが、なお関連いたしました若干の説明を申し上げます。四十一ページ、この事業団の組織といたしましては、役員は先ほど申し上げました五人、それから職員は三十一人という程度で充足したいという考えでございます。

それからその次の四十三ページは先ほど御説明申し上げまして、四十四ページの四の融資の条件でございますが、これは業務方法書でさらに詳細規定するわけでございますが、大体の見当、案といたしましては、利率は原則として六分五厘にいたしてどうか、ただし、この老人福祉施設でありますとか、ペイすることが困難なものがございまして、そういうものにつきましては利率を若干下げるといふことも考えております。それについての損失が出て参りますが、これは先ほど申しました政府の交付金七千九百万のうちで不足分はまかなうようにしたかどうか、こういうことでございまして、原則として六分五厘でございまして、収支の償なわれないような施設については若干下げるといふ気持を持っております。償還期限は原則として二十五年以内、据置期間は五年以内、それから償還の方法は、貸付金の償還は、原則として割賦償還の方法によりまして、五番の担保、担保は徴するものとして、不動産、動産その他の資産をもってこれに充てることといたしております。それから六の保証人は原則として作るようにいたしてございまして、それから七の基準単価でございますが、これは一応のめどとしてこの附表のとおりといたします。

四十七ページの業務委託基準でございますが、これも先ほど申し上げましたように、事業団が公庫等に業務を委託する際の基準をここに書いてございまして、大体同様な方法で選択をいたしております。それから五十二ページをお開き願います。この表は、三十六年度におきまして、その後の厚生年金の還元融資の額と、それから国民年金の特別融資の額、それらの運用計画を書いたものでございます。一番左に区分の表がございまして、一として医療金融公庫、二番として従来の還元融資事業、これまでもやって参りました還元融資事業としまして住宅、病院、厚生福祉施設がございまして、三として一般地方債事業、上水道、下水道、清掃事業、簡易水道、大体こういうものに還元融資をいたすわけでございます。それらの資金の量はここにございまして、地方債計上分百四十億、新規分の転貸が四十億、継続分の転貸が十六億、事業団が四十億とございまして、これが事業団の原資になっております。その他として二十億、これは医療金融公庫の分でございまして、合計いたしまして厚年の還元融資二百六十億でございます。それから同様に右のほうをござらん願います。国民年金関係といたしましては、計の欄に七十五億といたしてございまして、これが国民年金の特別融資額の総額でございます。これらを合わせまして、右の欄にございまして、三百三十五億というものが本年度におきまして、そのうちの厚年と国民年金の新規増加額の四分の一に当たる額でございます。新規増加額の四分の一相当額の三百三十五億を還元融資、特別融資に充てる、こういうことでございまして、そのうち事業団が厚年分は四十億、国民年金分は十億、合わせまして五十億、こういう計画になっているわけでございます。

その他いろいろございまして、細部にわたりましてはあとでござらん願いたいと思ひます。それからこの法律案につきまして、法律案を出します際に各種の審議会に諮問をいたしたわけでございますが、いずれも法案の趣旨には賛成でございます。それと見しまして、融資のワケをもう少し拡大すべきでないかという意見あるいは事業団はこの融資のほうだけやるようにしてはどうかという御意見等がおもな御意見でございます。以上がこの説明でございます。なお、これは御参考までに申し上げますが、先般衆議院の社会労働委員会が御審議をいたしたわけであり、事業団についての修正案が出ておりました。その修正案の骨子は二つございまして、一つは事業団の運営のために評議委員会を設けるという規定を挿入せよという御意見、それからもう一つ、事業団の貸付対象に身体障害者施設、母子福祉施設、住宅等を含めるようにせよという御意見、この二つの修正意見が出ておりましたが、審議の結果、修正案は成立いたしませんでした。それから衆議院におきましては、この法案可決に際しまして附帯決議がなされておりますので、これを申し上げます。お手元に配付されておるようでございますが、ござらん願います。附帯決議、年金福祉事業団法案に対する附帯決議、これが四項目ございまして、一つは、年金福祉事業団の資金ワケを明年度以降において大幅にふやせという御意見であります。それから第二は、年金福祉事業団の融資対象の範囲を広げ、住宅その他被保険者の福祉増進に資する施設をもその融資対象とする

るよう措置すべきである。融資対象を
広げよ。それから第三は、年金福祉事
業団の業務運営の円滑をはかるため、
関係者をもって組織する運営協議会
のごときものを設置するという点でござ
います。それから第四は、この年金積
立金については、その特殊性に即した
運用をはかるため、政府は明年度以降
資金運用部資金に、他の資金と区別を
いたしまして年金特別勘定を設けるよ
う努めるべきであるという、以上四点
の附帯決議がなされております。あわ
せて御報告いたします。

○藤田藤太郎君 総体的に理解するた
めにちょっとお聞きしておきたい、い
いですが、どうも理解が十分ちよっと
いきませんが、保険局長は一般の年金
の投融資の複利がなんぼになっている
か、それが六分五厘ということになっ
ているのだと思うのだけれども、担保
を取る、担保を取った場合に最終の危
険負担は市中銀行にまかすわけだか
ら、その場合にどれだけの危険最終負
担をどこが持つか、六分五厘でやると
いうけれども、中小企業金融公庫のよ
うに三分二厘の手数料というものを
払って、九分三厘で融資しているのだ
けれども、この手数料というものはど
から出すのですか。そうしないと実際
において六分五厘で貸し付けできない
ということとは他の融資の関係からび
んときたのですけれども、このところ
あたりの措置はどうするのですか。

○政府委員(森本潔君) 業務委託をい
たしました場合には、実収利息の二割
を金融機関に対して支払うことになっ
ております。

○藤田藤太郎君 ちよっとわからない

けれども、どういうことですか。もう
一ぺん……

○政府委員(森本潔君) 六分五厘の利
子で貸し付けておる。そしてその際金
融機関とか、あるいはうまく仕事がや
れるかどうかまあこういうことを言っ
ておりますが、貸付業務を業務委託機
関でやるわけでごさいます、これが
ある事業主に六分五厘で貸す、貸す
いうか手数料を取るわけですね。そし
て銀行としては、業務取り扱い金融機
関としてはそれが償還能力があるか
どうかということに第一に注意して
るわけでありまして、そして借り主の
うとしましては、まあ事業主としま
すか、それはここに今申し上げました
ように物上担保ですね。動産、不動産
というふうな担保をつける、あるいは
保証人もつけるというふうなことをし
て償還を確保するわけですね。です
から一応それで償還の体制は確保され
ておるわけでありまして、それでこれが償
還しないあるいは償還できないという
場合は結局そういう場合があると思
いますけれども、これはやはり事業団と
しての損失になってくるわけでありま
す。

○藤田藤太郎君 全額負担……
○政府委員(森本潔君) 償還できない
ものにつきましては……
○藤田藤太郎君 最終危険負担
は……
○政府委員(森本潔君) 事業団でござ
います。

○藤田藤太郎君 全額事業団ですか。
○政府委員(森本潔君) ええ。
○藤田藤太郎君 それで……
○政府委員(森本潔君) それから銀行
のはうはいつも全然無責任というわけ

には参りませんので、実収利息の二割
の範囲内では責任を持たせる。

○藤田藤太郎君 二割の危険負担をす
る……
○政府委員(森本潔君) そういうこと
でございます。二割分については銀行も
自分が判断をして世話したわけですが
責任を持ちます。その分銀行に持た
せる。それからそれ以上超過をしたも
のについてはこれまで貸出しをいたし
ました事業団が負担するのですが、そ
ういうことのないように担保を取った
りいろいろやるわけでありまして。

○藤田藤太郎君 そいつはそうだ。も
う一つは銀行の手数料はどうするの
か。
○政府委員(森本潔君) 手数料は先
ほど申しました実収利息の二割分手数料
をやる、銀行にやるわけですね。その
範囲においては銀行は危険負担をせ
よ、こういうことでごさいます。
○藤田藤太郎君 そうすると、六分五
厘の中から二割は銀行にやる、そうい
うことなんですね。
○政府委員(森本潔君) そうです。
○藤田藤太郎君 そうして二割取った
らあとは年金の復利計算の要求額との
関係はどうなんですか。どのくらいに
なる……
○政府委員(森本潔君) これは六分五
厘を返しまして、事業団で市中銀行か
ら六分五厘で借りて、その六分五厘の
利子をつけて返さなければならぬ。
その勘定に合うようにやっていきま
す。

○藤田藤太郎君 二割出したら合わぬ
じゃないですか。それはどこで出すの
か、七千九百万円という事務負担費の
中から出すのか。

○政府委員(森本潔君) さようでござ
います。

○藤田藤太郎君 そうすると拡大して
いくと、事務負担費の七千九百万円と
いうのは、事業が拡大するに従ってふ
えていくというわけですね。
○政府委員(森本潔君) そのとおりで
ございます。
○委員長(谷口弥三郎君) では以上を
もって説明を終わりました。
これより質疑に入ります。御質疑の
おありの方は順次御発言をお願いします。
ただいま見えておりますのは、大山
児童局長、森本保険局長、小山年金局
長が見えております。
ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始め
て。

○藤田藤太郎君 今度注文を少ししま
すが、小山局長、通算年金通則法案要
綱というものの説明がありませんでし
たけれども、これはなんですか、先ほ
どの公的年金のもので尽きるというこ
とですか。
○政府委員(小山進次郎君) 先ほど申
し上げましたような内容を法律に規定
いたします場合に、各制度共通の通則
的な事項は通算年金通則法案に取りま
とめ、それからそれぞれの法律の内容
を改めるという部分は、通算年金制度
を創設するための関係法律の一部を改
正する法律案のほうに規定したもので
ございます。なお、ただいまお話に出
ました通則法案と、それから関係法律
の一部を改正する法律案、それらにつ
いて、先ほどの要綱との関係をごく簡
単に説明させていただきたいと思いま
す。

九ページでございます。この通算年
金通則法案が、先ほどの通算の措置を
実施するために各制度共通の事項をき
めたものでございます。共通の事項と
いたしましては、まず各関係法律共通
の定義をきめるということが一つの問
題でございます。定義のうち特にきめ
る必要がありましたことは、公的年金
各法、公的年金制度、通算対象期間、
通算老齢年金または通算退職年金とい
うこととございます。それで、公的年
金各法ということについては定義をきめ
る必要がありましたのは、通算は公的
年金各法相互の間において実施する
と、こういう原則をとっておりますの
で、その意味において、通算の実施さ
れる制度なりあるいはその制度を定め
ている法律が何かということをきめる
必要があったのでございます。それは
先ほど要綱で御説明いたしましたよう
に、国民年金法、厚生年金保険法、船
員保険法、国家公務員共済組合法、市
町村職員共済組合法、私立学校教職員
共済組合法、公共企業体職員共済組
合法、農林漁業団体職員共済組合法、
これが公的年金各法ということになっ
たのであります。それから公的年金制
度というのは、公的年金各法で定めて
いる年金制度を公的年金制度と、こうい
うふうに定義づけたのであります。こ
れはこれらの制度相互の間に通算を
行ないますので、きめる必要があつた
のであります。

○藤田藤太郎君 二割出したら合わぬ
じゃないですか。それはどこで出すの
か、七千九百万円という事務負担費の
中から出すのか。

その次の通算対象期間と申ししますの
は、通算を実施する場合に、受給資格
期間を定める基礎となる対象期間とい
う意味で、通算対象期間を定義する必
要があつたのであります。九ページの
ところにありますように、通算対象期

間とは、国民年金の保険料納付済期間、国民年金以外の公的年金制度の被保険者期間または組合員期間、これを用いようとする。

それから通算老齢年金あるいは通算退職年金というのは、通算制度を実施することによってそれぞれの制度から出てくる老齢年金を特に通算老齢年金または通算退職年金ということにしたわけでございます。

それから期間の計算について定めます原則事項、十ページの三でございますが、それは期間の計算は普通の期間の計算であります、ただし、船員保険の被保険者期間は三分の四倍して計算することにいたしました。これは御承知のとおり、船員保険の受給資格期間が十五年というふうに短縮されておりますので、これを厚生年金と同じベースに直す意味におきまして、三分の四倍して計算することにしたのであります。

それから先ほど要綱で御説明申し上げましたように、一年未満の通算対象期間は合算しないという原則をとることにいたしました。ただし、市町村職員共済組合と私立学校教職員共済組合と農林漁業団体職員共済組合は、六カ月以上たっておりまして、退職一時金が出る仕組みに現在なっておりますので、特にこの三つの制度は六カ月以上を通算対象期間に入れるということにしております。

それから制度と制度の間を横に動きましたときに、同一の月が二回計算に入れられないように重複しない計算の原則をとっております。

それから四番目は、期間の確認等について原則をきめたのであります。

これは先ほど申し上げましたように、各制度によつた期間を合算して二十年以上になるとかあるいは二十五年以上になるとかあるという原則をとっております。それから、それぞれの制度に所属しておりますので、それぞれの制度に所屬しておつた期間がどのくらいかということの公の確認が必要なのであります。これはそれぞれの制度において行なう、こういうことにしたわけでございます。

それから、その他の通則事項といましては、通算退職年金の支払い期限、それから未支給年金支払い期間等について定めたわけでございます。

以上が通則法のはうでございます。そして、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案は、この内容を実施するためにそれぞれの法律を定めたのであります。各制度共通にきめておりますことは、それぞれ通算対象期間に應ずる通算年金の額がどうなるかということ、それから国民年金と厚生年金は、これは脱退一時金を全部通算年金化しておりますので問題はございませんが、それ以外の制度は、退職一時金の中から通算年金の原資に振り向ける分と、それからその制度を離れるときに退職一時金としてもらつていく分、その振り分けをきめております。例示を申し上げますと、たとえば国家公務員共済組合系統であります、ならしまして、大体それだけの人が国家公務員共済組合からほかに移りますときにもらえます退職一時金の六割から六割五分程度が、退職一時金としてそのときにもらつていく。残り三割なり三割五分というものを通算年金の原資として国家公務員共済組合のほうに残して参ります。この分が

何年かたつて、六十才のときに年金化されて受け取る原資になるわけでありまして、それから公共企業体系統の制度になりますと、受け取つて出ます退職一時金はおおよそ七割強になっておりまして、年金化されるものは大体三割程度でございます。専売系統のものになりますと、受け取つて出ます場合の退職一時金というのは六割弱程度になりまして、四割以上が通算年金の原資として留保される。受け取ります時期とそれからもらいます時期との関係は、先ほど国家公務員について申し上げたのと同様であります。

それから、そういうふうにして、たとえば一の制度に通算年金の原資を留保したまま他の制度に移つていく間に、途中で死亡したらどうなるかという問題が一つあるのであります。つまりすでに受け取つた退職一時金は、自分が受け取つてから問題ありませんが、通算年金の原資として残つた分は、どうなるかという問題であります。これは各制度とも、先ほど未支給年金の説明で申し上げましたような原則に従つて、全部これは遺族にその分を差し上げる、利子をつけた分がそれぞれの遺族にいく、こういうふうなきめてございます。これもただいまの関係法律を改正する法律の中にそれぞれきめられております。

大体先ほど御説明申し上げましたうちで落ちました分を補足させていただきますと、大体そんなものでございまして、

○委員長(谷口弥三郎君) ただいま厚生大臣が出席されました。どうぞ御質疑のある方はお願いいたします。

○藤田藤太郎君 私はこの膨大な五つの法律案が参りました。そして具体的に説明を受けたのはわれわれ参議院としてはこの国会、先日大臣から提案理由の説明がありまして、きょう具体的にお聞きしたわけでありまして、たとえば今大臣がおいでになつてからお聞きになつたように、一つの例をあげてみますと、わかりますように、この通算年金をする場合に、その厚生年金をベースにして、そうして国民年金への通算をはかつた場合に、たとえば国鉄の資金になるという話がありました。だから私も現実の問題を見てフラットに低いかということ、もうこの一つを取つてみてもわかるかと私は思う。だから実際に政府はこの手直しだけを今度……国民年金を一年きめて、ことしから出発したわけでありまして、これからまだ日が浅うございまして、大臣に責任を云々ということはいま先んけれども、しかし、こういうことはいいんだらうかということ、厚生行政をおやりになる大臣としては何らかの考え方が私にはあると思ひますから、その考え方を私にお聞きしたいと思ひます。たとえば私はこの前の予算委員会において少し触れたのでありますけれども、具体的に少し申し上げてみたいと思ひます。たとえば私はこの社会保険といふものの柱になるのは、何と云つても所得保障の年金と、医療保障の年金の問題だと思ひます。どこの国でもそれが社会保険の柱になつていと思ひます。社会保障の概念論の問題は私はきょうはやめますが、たとえば最近

調べられた一九五七年の資料でここに出ておりますけれども、いかに欧州の各国が社会保険に力を入れているかということが私はこの表を見ても明らかだと思ひます。たとえばイギリスは国民所得一人三十四万四千七百三十六円に對して一人当たりの社会保険費は三万九千三百二十二円も出しておる。フランスでは国民所得は二十五万九千三百九十五円であるけれども、四万六千五百九十一人の社会保険に對して出している。ドイツでは二十六万七千八百九十九円という平均国民所得で、五万三千三百八十八円というものを出しておる。これは軍人や一般公務員の恩給も含めた数字でございますけれども、日本は一九五七年に国民所得が一人平均九万七千四百六十六円四千七百八十四円、これは一切のものを含んでいると私は思ふのであります。これはどういふ工合に含んでいるかという説明が厚生省からありませんからよくわかりませんけれども、大体含んでいと思ひます。恩給関係全部含んでい。この比率を各国の国民所得と社会保険費の関係をあわせて見ますと非常な差異があると思ひます。三十五年度は十五万六千円という一人当たりの国民所得の数字を政府は発表されておりますけれども、それだけの間に社会保険費の一人当たり分がふえたかということも私は一つの重要な参考になると思ひます。たとえば一九五七年を見てもドイツのごときは日本の国民所得の三倍もないのに社会保険費は大体十倍以上出している。フランスもそれとおりにございまして、大体十倍出している。そこで私は国民年金の外国の例証をずつと見て見てもわかりますように――

最近の詳しいやつは厚生省から説明を
いたしたいと思ひますけれども、年
金というのは私はやはり少なくとも公
共企業職員等共済組合、国家公務員
共済組合ぐらゐのものが年金らしい年
金ではなからうかと私は思ひつゝ
だからそのような格好にたとへば被用
者年金をどう近づけてゆくか、一般の
国民年金をどう近づけてゆくか。イギ
リスのごときは被用者なしに一本の保
険制度としてやっているようでありま
すけれども、私はそういう意味から
一昨法律が通つてことしは手直しし
て三十八年が第一回目の手直しを
する年だということに法はなつてい
るということですが、しかし、当
時この国民年金という法案がわれわれ
の国会で論議されたときには、日本の
経済成長を大まかにいって大体五％ぐ
らい年々成長するという形の中で議論
をされたとは私に理解をいたしてありま
す。私も社会党といつたしましてもそ
の見当でその年金法案を作つて皆さん
方に見ていただいたとおりでございま
す。しかし、一昨年は実質一七・七％
の経済成長があり、昨年は一三％から
一五％の成長がある、ことしも一五％
以上の経済成長があるというこの事態
に立つて、単に法律で五年間だからと
いうだけでこの手直しだけの法案をお
出しになつたといふことは、私は非常
に何かそれでいいのかどうか、全般的
な問題に手直しができなければせめて
共済年金——国家公務員の恩給制度も
変えられたのでありますから、少なく
とも被用者の厚生年金ぐらゐには私は
手をつけてこのたびお出しになり、そ
うしてその上に立つて通算をどうして
ゆくか、三年後には国民年金も向上さ

してゆくんだというような格好でこの
法案が出てきてしまふべきものだと私
は思ひつゝおつたんです。ところが
が、御承知のとおり結果になつてお
るんでありますから、どうぞひとつ大
臣の御所見を将来の展望の上に立つて
一つお聞かせいただきたいと思います
あります。

○国務大臣(尾崎弘吉君) 諸外国の社
会保障の事例に比べて日本は日本の社会
保障があまりにも見劣りがするといふ
ことは、御指摘のとおりだろつと思ひ
てございします。いろいろなそこを理
由もあることだと存じますが、欧米先
進国においては社会保障について相当
長い歴史を持つて、だんだんと発展し
て参つたものではないかと思ひつゝ
ございしますが、また同時に、お示しのあ
りましたように、この国民所得の点か
ら考えましても、いわゆる先進国と日
本との間には格段のまだ開きがあるよ
うでございします。でなかなか、現に諸
外国でやつておられますような制度を日
本で直ちに実施するといふことにはよ
ほどの困難が伴ふ問題だと思ひつゝ
ございします。日本の産業経済の発展をは
かり、国民所得の増大をはかり、ある
いはまた、財政収入の増加をはかり、
その過程においてだんだんと社会保障
関係の経費をとりまして、そうして制
度の充実発展にあくまでも継続的に努
力をして参らなければならぬといふこ
ではないかと、まあ私はさう考へておる
次第でございします。確かに現在の日本
の制度がヨーロッパの進んだ国あたり
に比べますといふと、よほど見劣りが
することは間違いない事実でありま
す。何とかこれに追いつく努力を今後
やつて参らなくちゃならぬ。しかもそ

れはなかなか容易なわざではないと思
ひますが、伸び行く経済といふものの
うちから、その所要の財源等を生み出
していつて、さうして漸次充実発展の
道をたどつて参りたいと思ひつゝ
います。また、わが国におけるこの種
の年金にいたしましても、今お話のと
おりにいろいろ違いがあるといふこと
も確かに御指摘のとおりでございします。

この問題につきましても、国内に
おいても諸制度間のやはり調整をと
り、バランスをとりして進んで参ら
なければならぬといふことも私も
もさう考へるものであります。で
きるだけその方向に向かつて努力を傾
中して参りたいと思ひます。現にた
び言ふことでもありますけれども、厚
生省としまして、諸制度間の相互調
整をはかつていくといふふうなことに
ついては十分な関心を持つております
し、社会保障制度審議会等においても
これを目下の課題としていろいろ研究
を進めていただいておりますわけであ
ります。そういう方面のまた御答申等
を得まして、さらにこれを参考として前
進して参りたいと、こゝういふふうな考
え方をいたしておる次第でございします。
○藤田藤太郎君 私、国際世界統計
年鑑の数字をとつて、社会保障に各国
がどう努力しているかといふことで大
体載つてゐる数字を見てみますと、ど
の国も最近の社会保障に力を入れて
ゐるのは一年に、ドイツなんか一つと
つてみましても二割以上、二割五分ぐ
らゐの社会保障費に二年間、五七年から五
九年までの数字を見てもこゝういふ努力
がされております。各国共通でござい
ます。これはやはりこの前論議をした
ように、いかに生産と消費にバランス

をとるかという経済政策が私は本気で
国の経済政策の中に取り入れられてい
るというところに、私はやはり非常な
意義を、外国の努力している意義を感
ずるわけでありまして。ですから、大
臣の熱意のほどはお聞きいたしました
けれども、急速にこの法律は三十八年
までの、このときが一つの考へるとい
う時期になつていますから、しかし、
私は厚生年金の問題をこれでもいいの
かどうか、私も戦時中職場で働いてお
りましたけれども、昭和十七年でござ
います。十七年に厚生年金ができて、こ
し一ぱい、三十六年で二十年で、普通の
状態なら年金がもらへるという状態に
なる。それで年が何ですから五十五才
から支給するといふのが、いつや知ら
ない間に六十才に延びてしまつた。そ
うして内容は二千円フラットにその比
率の分だけが加算されるという、これ
で生活ができるかといふこととでも
きつこないです。よく昔から官尊民卑
といふことが言われたが、全く事実を
もつて示しておるわけです。たとえば
共済年金をとつてみますと、それは掛
金は多うございします。多うございま
すが、その収入のかけられる能力に
てかけるといふことになつており、国
家の補助もある。二十年たつてばその
時の給料の四割、あとは一年に對して
百分の一・五カ月プラスしていくとい
ふことになつて、三十年も勤務し
た人は少なくとも最終給与の半分は年
金としてももらえる。さうなら子供の始末
がつけば何とか他に社会貢献度の仕事
を考へてやつていけば、これは私は生活
の最低の手段は立つのではないかと、こ
う思ひます。そういうことが多くの日本の官
庁関係のけた、国の事業や公務員を

のけたところには何ら保障されていな
い、それが置き去りにされてゐる。そ
のフラット二千円というものが基礎に
なつて国民年金ができておるといふ極
論すればさうだ。また、そのプラス生
活保護費といふ格好にならされてい
く、こゝういふところに私は重要な問題
がある。この論議は私はいたしません
けれども、しかし、少なくとも他に例
のある民間の被用者の厚生年金は私は
この法律に關係なくやれる問題だと思
ひます。それをいまだにそのまゝの状態
でおいでになるといふことは、どうし
ても私はいけない。これは通常国会に
も大胆に厚生大臣はこの厚生年金の問
題について考へていただいで出しても
らうといふことになるのでございま
しょうか、どうでございませう。

○国務大臣(尾崎弘吉君) こゝうい
つた種類の制度は私が申し上げるまでも
なく、国の財政が基礎になります。そ
れぞれ事業所、あるいは被保険者の
負担を伴ふものであります。したがつ
て、負担の問題に關連いたします事項
については、よほど慎重に考へなければ
ならぬといふことにもなりま
す。同時にまた、長期保険といふよう
なことになるかと、そこにいゝゆる
保険数理といふような点においても、
よほど慎重な計画を立ててやらなけれ
ばならぬ点があると思ひます。短期間
のうちに結論を出すといふようなこと
はなかなか私は困難な問題じやないか
と思ひますが、いづれにしましても、
現在の給付の内容といふものが決して
満足すべきものでない、できることな
らもつと引き上げてしまふべきではな
いか、ことに前から申しておりますよ
うに、私もこれはまだ決して十分

○藤田藤太郎君　私の申し上げているのは、私は今大臣は、今言われてすぐそれじゃ来国会に出しますとはいろいろな面から言にくいとおっしゃる、そのお気持は私はわかると思うのです。しかし、私のお願したいことは、實際問題として公務員、地方公務員、それから国家事業の共済年金というものが現実の問題として実施されているわけにあります。こういうものがあるわけで、二十千円の厚生年金だということは、私は厚生大臣におなりになって、また、特に大臣は厚生行政にベテランで

いう私たちは期待を持つのですが、どうですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 年金制度の問題につきましては、私も実はたとえば一律二千元というようなベースで、その二千元が決して高過ぎるとは思っておらぬのでありまして、これを上げていかなければならない性質のものんじゃないかというふうな心持でもって、いろいろ検討いたしておるところであります。その意味におきましては決して消極的の心持でおるわけではありません。やはり上げられるものなら上げていきたいという心持でもって検討をいたしておるような次第であります。なお、日本の国内に同じ趣旨の年金であって、いろいろの制度があるということは、これは厚生省の立場から申しますという、実は遺憾なことなんでしょう。何とか一本化したいという、同じようなものにしたいということ、これは前々からの希望であると思ふのでございますが、遺憾ながら従来そういう問題が起こりますごとに厚生省のほうは現実には用意を持たない。関係の向きにおいてはそれぞれ現実の用意をもって案を出しになっているけれども、これはやらぬよりは早くやったほうがよからうということで、ああいうことになっておると思うのであります。この間の相互調整は先ほど申しましたとおりでございます。何とか早く相互調整の結論を得たいというようにに私も考えている次第でございます。来年度通常国会にどうするということをお願いするだけはまだ私用意がございませんけれども、その方向に向かっていろいろ検討はいたしております。

す。そういうふうなひとつ御承知を願いたいと思うのであります。

○藤田藤太郎君 大臣、十分に理解あるのかないのか私はよくわかりませんが、けれども、厚生省としても何とかいろいろ、ここに出ているやつでも七つ、八つあるわけですから、統合の問題についていろいろ熱意を持っている、こうおっしゃっている。しかし、一昨々年に私たち社会党が一般国民年金と被用者年金という二つの案を出して、そうして何とかして一ぺんに経済全部まで、おのおのもっている共済年金その他の経済全部まで一ぺんに統合できなかったも、統合の方向というものを明らかにして、そうして同じように職場で働いている方々に差別があつちやいかぬ、この労働者年金という名前に最後はしておりますけれども、被用者の年金というものは統一していこうという案を出して皆様方にお諮りしたはずでございませう。厚生省の事務当局もよく御存じなとおりでございませう。しかし、そういうやはり国会における熱意が出てきておりますけれども、その問題が結局実を結ばなかったわけでありませう。だから内容についていろいろの意見が政党ごとにおいてあることは、それはあたりまえだと思います。しかし、そういう方向をやるうという努力がじゃどういう格好で実を結んできたかということに、大臣にお言葉を返すようでありますけれども、そういうことになるわけであります。だからお氣持としては被用者年金はまず一本にする、将来全部一本になっていくということが好ましいことでございますけれども、一段階でそういう形で所得保障を立てていく、被用者と一般という格

好で私はそういう熱意は今まで何年間の国会論議の中においても出ていなかったというのが現実ではなからうかと思う。そういう点で私は非常に残念に思っております。だからひとつ年金局長からそういうものに対する今の大臣の一本にしたいという熱意、厚生省は今までも努力してきたのだというお話がありましたから、年金局長はどういう作業をし、どういう考え方でこられたか、事務的なこともお聞きしておきたいと思うんです。

○政府委員（小山進次郎君） 先ほど来、藤田先生が仰せになっているとおり、現在の日本の年金制度には大まかに言って、こういう三つかなり格差のある制度があるわけであります。そのうち、第一の部類に入ります共済組合系統の年金制度は、これもまた藤田先生非常に正確におっしゃったように、実はこれはもう世界のほぼ一流の水準に達している年金であります。例えば西ドイツの年金制度をとりましても、一般的に三十年拠出したしまして、やめるときの賃金の四五〇程度、先ほどおっしゃいましたように、日本の共済組合系統の年金で申しますというと、三十年で五五〇、ちょうど半分と仰せになりましたそれに当たるわけであります。フランスでありますというと、三十年で二〇〇程度、それから厚生年金でそれをやってみますというと、三十年でちょうど一八〇程度、こういうことになっているわけであります。国民年金になりますと、これとまたかなり開いて低くなっている。仰せのとおり、やはりこの格差をなくしていくということが必要だと思います。その場合において、目標はもう現実には日本に

世界の一流の水準に達している制度があるわけですから、こまかい仕組みは別として、大まかな水準において一流に達している共済組合系統の年金に厚生年金をもっていくということが第一の目標になる、この点は厚生省内部の作業でも非常にはつきりして参ったわけなんでありまして。問題は一体どういふところでそういう格差を生じているかということでありまして、でも、非常に端的に要約して申し上げますと、保険料の違いであります。世界の一流の年金ということになって西ドイツあたりでは千分の百四十程度を保険料に充てております。それからフランスでも千分の百程度を取っている。日本の共済組合系統の年金制度、これは千分の百程度と九十八とかあるいは千分の百程度というふうなことは一番その所得の低い人たちが集まっているといわれている農林漁業団体の職員の退職年金制度でもやはり千分の九十をこえる保険料を取っている、こういうことになるわけでありまして。しかもこの場合、ドイツ、フランスは国庫負担も入れていない。もっともドイツは障害年金については全額国庫負担を入れておりますけれども、それ以外は入れてない。したがって、非常に単純な申し方になるわけでありまして、どういふ方法をとれば厚生年金の保険料をそこまで引き上げていくことができるかという問題になるわけでありまして。この場合の問題は二つあるわけでありまして、一つは被保険者である個々の労働者の負担能力がそれだけたえられないということになるのかどうかという問題が一つ。それからもう一つは事業主が分担

する部分について分担することができないのかどうかという問題が一つでございます。これをまたかなり断定的な言い方になると思いますが、もちろん零細企業におけるいろいろな事例はあると思いますが、労働者の個々の負担能力が許さないから厚生年金については保険料の引き上げができないかというふうに判断する根拠は非常に乏しいと思ひます。農林漁業団体の職員なら千分の九十八あるいは千分の九十五は納められる。ところが、三井、三菱の従業員であれば千分の三十五しか納められぬということにはならぬと思う。だからこれはもちろん実際上いろいろのしんしゃくは必要でございますけれども、大まかな方向としては保険料引き上げの隘路は労働者の側よりもむしろ事業主の側にある、こういうこともいろいろのデータを整備して参りますというところの結論の一つになるわけでありまして。したがって、問題は今後の厚生年金の内容を充実していくためにはもちろん一面において国庫負担を増す、増さぬという議論はたえず考へていかなくちゃいかぬわけでありまして、いかにして事業主にこういう負担がたえられるようにしているか、あるいはあえてその負担を一つ厚生年金の内容を充実していくようにしていくか、こういうふうなことが当面の問題になっているわけでありまして。これに對してはもう一つ最近出てきております問題は、先日衆議院においても御議論になったのでありますが、企業年金の問題があるわけでありまして、この企業年金の問題もそれ自体としてはもちろんけつこうなことでありまして、これもまた発達のさせ方

を誤りますという、むしろ個々の企業における企業年金の充実だけ力のある企業体が力を入れて、全体としての公の年金である厚生年金を充実強化させて、それで勤労者一般の生活のささへにするというふうなことをやるがせにしてしまふおそれがある。したがって、これと公的年金である厚生年金とをどういふふうに関係づけていくか、こういうふうな問題があるわけでありまして。大まかに申しまして、もう二つの問題を今の厚生年金はかえつ、これをどういふふうに解決していくかということである。もちろんそれ以外にも今度改正する機会には片づけにやならぬ問題が相当ございまして。そういうふうな問題をすべて解決する時期が実は先ほど先生が仰せになった昭和三十八年です。これは五年ごとの再計算に基づく調整の機会が三十八年になっておりますので、そのときにその問題を解決する、そうなりますと、当然の結果としておよそ三十七年の十二月ごろまでは厚生年金についてどういふふうな改正をするかという案をきめるだけではなく、労使を初め各方面の調整をはかりながらは案をきめていく、それからそれぞれの段階を経て立法の完了をする、まあ大まかに申しますとこういう段取りになっているわけでありまして。したがって、厚生省としましては、今度の厚生年金の改正の際には相当大規模の改正をしたい。そして実のある年金制度にしたいという気持ちを持っておるわけでありまして、これも、時期としては、これは次の通常国会ではなくて、さらに一年なり一年半先にこの問題をきちんとした形で御議

論願うようなことになる、こういうふうなこともみられているわけでありまして。国民年金につきましては、同様に国民所得の上昇に応じて内容の充実をはかつて参る、これはもう初めからの考え方でございます。五年後にはどうする、十年後にはどうするといふように案を現在いろいろ調整をしつつ国民年金審議会と相談をしているわけでありまして。これまた国民所得が順調に伸びて参りますれば現在の三千五百円というのは十年先になつたら七千円まで引き上げて参りたいということである。目下の調整をして、ごく荒筋だけ申し上げますと以上のようなことが厚生省内で現在調整をしている考え方の概要でございます。

○藤田藤太郎君 今小山さんは外国の例をとられましたけれども、ドイツは一般の年金については国の負担がなす。しかし、イギリスのようにあらゆるものを一本にして国の負担をきちんと計画をしてふやしている国があります。ことしイギリスはどういう工合になっておりますか。

○政府委員(小山進次郎君) イギリスは国庫負担の面から申し上げますと、定額部分、これがイギリスの基礎になっておまして、ことしの四月一日からその上に所得比例の年金が被用者には乗っかって参ったわけでありまして。自営業者には乗っかっておりません。この制度におきましては、所得比例の部分には国が負担を持たない、定額の基礎の部分について負担を持つというところで四分の一が負担をしておりまして。それから自営業者については三分の一負担をしております。ちょうど日本の国民年金制度と同率負担をして

のは私はないと思う。もっと政府は心をいたされなければならないのではないかと、これは私は一般の国民の声だと思ふのです。私たちが強く主張しますが、一般の国民もそういう工合に思っているわけでは。そういうところこそ何とかして年金をやるのだ、社会保障をやるのだというかまゝと合わせてこういふところに力をお入れにならなければ、私はいかぬのじゃないか。だから今の三十七年度末ぐらいには議論をしていただくと言われるけれども、厚生年金の問題はもっと早く私はおやりにならないかならぬのではないかと。たとえば、いろいろの国で、国の負担の關係のところがございますけれども、私は日本が国会に出したのは今の共済年金は一〇%の国家負担、しかし、調整するために一五%の国の負担を出したはずでございます。ですから、私は日本の実情に即して、一ぺんに半額負担せよとか何とかいって、たつてなかなかむずかしい問題ですから、漸進的にやほりという方向をお立てにならないかならぬのではないかと、いかとうことを強くここで申し上げておきたいと私は思ふのです。

それからもう一つの問題は、この児童手当法というのが出ていますけれども、この児童手当法の内容を見てみると、初めてこういうのを提出しになるのですから、私はこれはこれなりにけっこうな法案だと思ひます。しかし、本来言へば、国の将来あるべき仕組みの問題から考えてみれば、所得保障と非常に重要な關係をここに持っていると思うのです。たとえば労働者の所得保障としての年金、年金で生活が

できる。それから、その中で最低生活保障をどうするかというのは、単に単身の、独身者の生活保障をどうするかというところでなしに、奥さんがあるとか、奥さんがなくて、たとえば補助者がなければ、あすへの労働再生産にならないわけですから、そういう保障をする最低生活保障というものが私は前提になつてくると思ひます。そうなるべくと次は子供だ。子供の生活をどう守っていくかということになると、まあ、ここに出てくる問題は、一人八百円、二人千二百円、それから三人以上は二百円——プラス二百円、こういうことになる、これは一人いるのより二人いるほうが負担が大きい。むしろ同率でも私は不満なところだと思ふのです。外国の児童手当を見てみますと、一人のときにはたとえば係数にして一、二人の場合には三になる、三人の場合には六とか七になるとかいうことが、本来言へば社会が保障する——親も育てるけれども、社会が大きなウエイトで子供を育てていくということの考え方というものが、今日行われつつあるのではないかと私は思ふのです。戦後家族手当というのできて、妻の家族手当、第一子、第二子と、どうも下がっていくような格好の家族手当があるわけですが、これは戦時中の混乱した延長として、とにかく生活しなければならぬということのできたのだが、落ちついて社会保障をやるとすれば、少し方向が逆になつていはいはせぬかという感じを持つのです。これは大臣の御所見はいかがですか。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 今回提案いたしました児童扶養手当法案であります。これはあらためて申し上げるまでもなく、いわゆる国民年金における母子福祉年金を受けることのできない母子家庭に對しまして、同様な保護の手を差し伸べていくという考えのもとに出しましたものでございますが、いわゆる国民年金法における母子福祉関係の手当と、バランスがとれないものを出すわけにも参らなかつたと思ふわけでございます。いずれにいたしまして、両方ともこれが十分な制度だといふふうには私も考えておりません。今後とも改善を要する問題と思ふのでございまして、また、お話にありますいわゆる児童手当の問題でございまして、これは確かに日本の制度の中で欠けている点だらうと思ひます。先般もILOの百二号条約というものを見たわけでございますが、社会保障の最低基準といふふうなことに對しての条約でございまして、日本もいたしましては、不完全ながらも各種の社会保障に手をつけてきておられるわけでございますが、今お話に出ました家族手当の問題は、日本にそれに該当する制度があるというわけにいきかねる問題でござい

ます。ですから、これはやはり将来の社会保障制度の整備という上からも、当然取り上げていかなければならない制度であらうと私も考えている次第でございまして、まだなかなかそこまで手が伸びていないというのが今日の実情でございまして、したがって、厚生省としましては、今直ちにこれを実施するだけの運びとはなっておりません。が、諸外国の例その他を取り調べまして、日本としましては、将来児童手当制度をなるべく早い機会に持たたいという意欲をもつて検討いたしておるところでございまして、中央児童福祉審議

会等におきましても、この問題に関する特別の分科会といふですか、そういうものを設けて御検討願つておりまして、遺憾ながら今すぐ採用するわけにはいきかねます。とりあへずの問題としまして、まだわずかに母子福祉年金ないし——それさえも実現されないという母子家庭に對して、この程度のことをやっていたらというふうな状況にあるわけでございます。今後の問題といひましたのは、この児童手当というふうな趣旨の制度を、何とか日本で整備する方向にもつて参りたいと存じまして、せつかく検討しております。

○藤田藤太郎君 児童手当の外国の例、それから児童手当については事務局当局としてはどうお考えになつておるか。児童局長、年金局長一つ御意見を聞かせて下さい。

○政府委員(大山正君) 児童手当あるいは家族手当と呼ばれる場合もございしますが、御指摘のような制度に類する制度といひまして、現在世界各國でとられておりますのは約三十八カ國ほどあるというふうに私も承知いたしております。この各國の制度それぞれ違ひますが、通観して大きく分けてみましますと、いわゆる被用者を主体にいたしまして社会保険の形でやっております国と、それから被用者のみに限らずに国民一般を対象にいたしまして一般會計でまかなつていく、大きく分けてましてそのような二つのタイプに分けられるかと思ひます。

それから支給する場合の子供の数の問題でございまして、子供が一人ありましても手当を支給するという国と、それから二人あるいは三人以上となつた場合に支給していくというのがござ

いまして、全体の三分の二ぐらいの国は子供が一人から支給するというような形になつておるようであります。それから子供がふえるに従つて額を増すかどうかという先ほど御指摘の点でございまして、均一給付、子供の数によりまして第一子、第二子も同じような額という場合と、それから御指摘にその額を増していくというやほり二つのタイプがあるようでございます。それから対象にいたしておられます子供の年齢でございまして、大体十五才から十八才くらいまでを対象にしているようでございます。それから財源でございますが、先ほど申し上げましたように、一般會計で国民全部を対象としてやっております場合と、それから雇業者その他自営業者に限りまして、事業主あるいは自営業者が保険料を出しまして、その基金によつて児童手当、家族手当を出しておるというふうな二つのタイプがありまして、こういうような形になつております。私もどなたもいたしましては、これらの外国の例を参照しながら、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、中央児童福祉審議会の児童手当部会という特別の部会が設けられまして、本年春から専門の方にお集まり願ひまして、目下御検討いただいておりますところでございます。すでに五回ほどの会合がなされたのでございますが、現在のところ、いろいろ問題点が多いのでございまして、それらの児童手当をめぐるいろいろの問題点につきまして、基本的な事項を調査検討をいただいております。ような段階でございまして。

○藤田藤太郎君 今あなたが説明されたように、第一子が高くて、第二子、第三子というように減っていくような国がありますか。

○政府委員(大山正君) 私ども承知いたしておりますところでは減っていくという国はあまりないようでございます。均一であるかあるいはだんだんふえていくかというほうが多いと思っております。

○藤田藤太郎君 そういう実態が外国にあるのに日本がなんでこんな格好の法律を出しているのですか。

○政府委員(大山正君) 現在提案申し上げております児童扶養手当法案におきましては、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、現在の国民年金法によります母子福祉年金の型をとりまして、おおむねこれに準じた金額というように考えましたので、御指摘のような形になっておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 非常にあなたそういう答弁をするのは苦しいのじゃないかと私は思うのです。本来の姿というものがこっちにあつて、一つの、全体のワケをきめておいて、生活保護、厚生年金のワケ、国民年金のワケ、そういうものをきめておいて、その一つのワケの中でどう調整するかということ、こういうものがゆがめられてくるということ、これは少し私はおかしいのじゃないか、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(大山正君) 御指摘のように、本格的な児童手当、家族手当を考へます場合にはだいたいましましたような均一給付あるいは増増と申しますか、そういうような形をとり得るかどうか、十分研究しなくてはならない、

かように考えておるのでございますが、現在提案されております児童扶養手当法案におきましては、先ほど申し上げましたような事情で必ずしもそういう形になっておらないということでございます。

○藤田藤太郎君 どうも十分に理解がわれわれにはできないのですが、私はこれは年金局長にもお尋ねしたいのですが、私はやっぱり流れていく思想にあまりさからってはいけないと思うのです、世界の。そういうことをよく検討していただきたいと思うのです。私はこういう議論をするときの大前提としてこういう議論を今までしてきております。それはまず社会保障を考へるにしても、その国の経済が發展をしていく、個人の、人間の直接の手によって生産されてきたものが機械によって生産されてくる、そうなれば労働力は余つてくる、だからそこには全部が完全雇用をするような形で、外国がとっているような労働時間の短縮をして全部が完全雇用の中で勤勞の喜びの中で人生を全うする、社会に貢献するというこの前提に立つて議論をしておるわけなんです。だから、生活保護というのは、憲法二十五条で守っているわけでありまして、労働能力のない、ほんとうにお気の毒な人を生活保護の中で私は守っていくべきものである、労働能力のある人はやはり労働力を通じて社会に貢献をするというこの大前提に基づいて私は経済政策も立てなければならぬ、労働政策も立てなければならぬ、社会政策も立てなければならぬ、これが私は大原則だと思ふ。そういう柱をしっかりと立てて、そして具体的に、子供は収入がないのですから、

社会の子供、国の子供、これをどうするか、どう育てていくか、労働能力のない人はどういう工合にして社会がこの方々の生活を見ていくか、これが日本の今日の憲法の精神だと思ふ。そういうことの筋を私はやはり厚生行政は通していただかなければならない。これは外国で均等割か上昇かという二色しかないという状態の中で、片一方の福祉年金その他の関係においてこういう工合にいたしましたという格好では私は筋が通らない。私は厚生省はもってなぜ内閣に向かって、経済企画庁に向かつて、通産省に向かつて、大蔵省に向かつて、本来の今日近代国家のあるべき姿というものはこういうものだと、いうことをきかちと、それは厚生白書に貧富の差がはなはだしくなつたからこれを是正しなければならぬということを書いておられることは私は敬意を表しております。しかし、それを事実問題としてきちと厚生行政をやる立場から、今日の日本が五大産業国であるから、近代国家の姿でやっていく、厚生行政の姿はこうあるべきものだ、このためには経済政策はこうあるべきものだということを厚生省が強く主張する、そうしてやはり少なくとも外国がやっている筋だけはきちと守っていく。それに近づいていくということでなければ、ILO百二号条約の改定、社会保障の最低基準の条約をいまだに批准されていない、私は非常に残念だと思ふ。ILOには休暇の問題にいたしましても、決議がなければ勧告というような格好できめております。私が行きましたときにも、二週、十四日の年次休暇を最低としてやるべきだという勧告を圧倒的な多数で

あれをきめている。日本の姿は違ひます。そういう問題もあるわけです。だから私は、やはり厚生行政も労働行政も一体の問題として、そういうものを考へていただいて、その柱になるものは何か、日本の憲法です。将来あるべき日本の民生安定というのでありましようか、そういうところからうんと力をお入れにならなければ、この問題はなかなか、せつかくの筋が、非常にりっぱに厚生行政を担当されている事務当局の方々は、非常に熱心にやっていたで、私たちも日々敬意を表しているわけですが、結局肝心なところでぼけてしまふ。これは私は残念なことだと思ふ。これはやはり厚生行政の全責任を持っていたいただいて、やはり世間並みと申しましようか、世界の国がやっている水準の筋はいかにして通していかうかというところまで力をいたしてもらわなければ、今お聞きのような格好になつてしまふ。私は労働大臣にもよく言うのです、労働行政というのはサービス行政である、しかし、失業者が出てきたものを受けて、その失業者をどうするかというのは労働行政じゃない、失業者の出ないように、より進んだ労働再生産に日本の労働力を持つていくように、労働者がその労働力を通じて社会に貢献するように、そういうところに労働行政の中心があるのです、ということをお私はいつも言います。私は、厚生行政も同じじゃないかと思ふ。生産と消費のバランスがとれないから経済が上がつたり下がったりして、だれが苦しんでいくか

という、結局勤勞者だけが苦しんでいく。これを直すのが、やはり私は厚生行政や労働行政の一番骨になるのではないかと思ふ。閣議全体ではいろいろ意見があるでしょう。いろいろの意見がありますけれども、私は大臣がそういう役割を果たしていただきたい。藤田大臣は今日まで長い経験をお持ちでございますから、ぜひその問題は、今のような格好になつてしまつちや私は困るという感じを強く申し上げたいと思ふのです。御所見があつたら承ります。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 藤田さんのお話になりました社会保障政策と申しますか、それと経済政策あるいは財政政策というものの結びつきについてのお話は、私は非常に敬意を持って伺つておるのであります。私自身もこの問題について、もちろん勉強が足りませんので、確たるあれを持っていくわけではございませんが、やはりその点に就いて研究を進めていかなくちゃならぬのじゃないかというふうな考え方をいたしておる一人でございます。藤田さんのお話は非常に卓見だというふうに考へて、ほんとうに敬意を持って伺つておる次第でございます。厚生省といたしましても、私自身といたしましても、この問題については、まだわれわれの勉強が足りないという心持がいたしております。率直に申し上げても、もっともっと厚生省としまして、今後の社会保障政策というものを發展させる上においては、お話になりましたような点を十分勉強いたしまして、その関連においてこれを推進していくということ考へていかなければならぬのじゃないか、こういう気持が

らいたしまして、借りる者はみなそう
いうことでは承知したいと思います。
それから受託銀行も手数料をかせぐと
いうことだけが目的であろうと思うの

であります。そういうあるいはおそれがあるかもしれないが、そういうことはひとつ万ないようにしてやりたいと思っております。現在同じような方法でやっておりますのが、厚生省におきましては医療金融公庫というようなものもございますが、そのほうの例としまして、私もまだ詳細を聞いておるわけではございませんが、そういうような、今御指摘になったような事例はないように聞いておりますので、大体あの例に準じていくのだらうと考えております。かりにそういうような事態が起こりますならば、これはこのやり方についても一度考え直さなければいかぬと思いますが、ただいまのところ、そういうことは万なからうという考えでございます。

○藤田藤太郎君 いや、私の心配が杞憂に終わればまことにけっこうなんです、しかし、片一方は三分二厘の手数料をもらっているのですよ、中小企業金融公庫から。こっちは六分五厘の二割でしょう、幾らくらいになるのですか、一分三厘じゃないですか、片一方はそうでしょう。それでやれるのだ、手数料は払っているからやれるのだということだけでは物事は解決しないと私は思うから心配をしているわけでありまして、その点はきちっとぜひ厚生省は責任を持ってこれをやってもらわなければ困ると思うのです。

それから医療金融公庫の、これはあなたじゃない、事務局長ですけれども、医療金融公庫の実態がどうなっているかということも、まあきょうはおいでにならぬから何ですけれども、一つこの次にでも明らかにしてもらいたいと思うのです。その心配を私は一つ

大筋として心配をしていますから、ぜひそのところは厳密にひとつ、これから金詰まりというこの経済状態になつてきますと、なおさらこういう問題の心配がある、これが一つです、大筋として。

もう一つは、これは還元融資の総体の問題です。いろいろ議論がありまして、資金運用部とか社会保険制度審議会とか、もう一つ何とないましたか、国民年金審議会ですか、三つの意見が出て、結局結論として厚生年金とそれから国民年金の二割五分を還元融資をするというところをおきめになった。それが大方針だと思いますが、いかがですか。

○政府委員(小山進次郎君) それも基本的な解決の問題の一つでございます、四分の一を還元融資するというのも、しかし、それ以上に大切なことは、残り四分の三についても、国民の生活に直結するような使途に使う、それを保証するために特に財政投融資計画を作る際に、使途別分類というものをそれと一緒に添えることによつて、国民年金や厚生年金の金がどこへ使われているかということを明瞭にするという処置を講ずることにしたわけでございます。

○藤田藤太郎君 わかりました。その四分の一は厚生省の機関またはこういう事業団で、厚生省の主宰のもとに還元融資をおやりになる、あとの七五％は分類別で、厚生省の意向を入れて融資をする。それはどうなんですか、厚生省が希望意見を付されるだけでやるのか、厚生省が大蔵省の資金運用部がこういう工合に使っているのに対して注

文をつけられる場合に単なる注文なのか、主導権はどちらにあるのですか。○政府委員(小山進次郎君) これは注文でございます。厚生省がこういうふうな使途に振り向けてほしい、こういうふうな使途は避けるようにという申し出を毎年するわけでありまして、それをもとにいたしまして、大蔵省が各方面の資金需要を見計らつて、一通り計画をきめる際に、改組された資金運用審議会にかける、こういうことになったわけでありまして、改組された資金運用審議会は、従前の資金運用審議会というものは内閣総理大臣が会長をやる、大蔵大臣と郵政大臣が副会長、それから委員が十二名おりまして、大部分が各省次官なりあるいは日銀総裁、学識経験者はわずかに五名と、こういうことであつたのであります。それを今回根本的に改めまして、これは国民年金審議会なりあるいは社会保険審議会、社会保険制度審議会の意向を入れてのことでありまして、七名の審議会にいたしまして、全部学識経験者だけにします。しかもその中に年金の事情を十分心得た人を入れるということ、従前その方面にたがひがあると思つておつた人は一名だけであつたのであります、新たに二名を入れました、全体七名のうち三名は年金の事情を十分反映し得る人、こういうことになったわけでありまして、これらの人々が審議をして最終的な調整をしていくと、こういうことでございます。

○藤田藤太郎君 どうも審議会のやり方その他についてはまだいろいろ議論があると思いますが、問題は、そうすると、今の厚生年金と国民年金が今年

入る予定と、厚生年金が今年入る積立金は幾らになりますか。○政府委員(小山進次郎君) 今年度新たに入ります予定は、厚生年金が一千万、国民年金関係が三百億でございます。それで厚生年金は全部で今年度末までに五千億をかなり上回るはずでございます、五千四百、五百億になるようでありまして、今までの分と今年度入る分を合わせまして、今までの分が四千五百億近くでありまして、ことし一千四百億。

○藤田藤太郎君 今年度の三月までに五千四百、五百億。一ぺんそういうのはわれわれに数字を出してもらふのだな、年次計画によつて。○政府委員(森本潔君) ちょっと恐縮でございますが、お配りしました年金福祉事業団法案関係の資料に載つておりますから、これで申し上げましょう。百三十八ページでございます。ここにございまして、各年度別のあれがございまして、当該年度でふえる額、当該年度分、三十六年度厚生年金でいいますと、三十六年度が千六百億、三十七年度が千七百七十七億、これは推定でございます。それから右の、年度末現在数字、昭和三十五年度が四千四百五十億、これが三十六年度末には五千四百六十六億というふうな数字でございます。あとはずっと四十五年までございまして、四十年で約一兆、それから四十五年で約二兆五千億というふうな推定額が書いてございます。

それから船員保険につきましては、その次の百三十九ページ、大体三十五年度末で、当該年度分が十五億、累計が百二億、以下書いてございます。それから国民年金が次の百四十ページに

ジにございまして、一番右の欄に年度末の積立金保有高が三十六年度末三百九十億で、以下ずっと四十五年度までの見通しが書いてございます。

○藤田藤太郎君 ここの分はそうしますと千四百三十億ですね、国民年金と厚生年金とは。その二五％は幾らになるのです。○政府委員(森本潔君) これも先ほどちょっと御説明したのでございまして、この五十二ページ、五十三ページにございまして三百三十五億でございます。内訳が厚年が二百六十、それから国民が七十五。これが約四分の一でございます。

○藤田藤太郎君 そこでですね、これを見てみますと、本年事業団ができたのでありますから、作らうとしているわけですから、この金が、三百三十五億が、事業団または厚生省が直接主宰してこの貸し出しをされるというのが今説明された趣旨から言つて正しいのじゃないですか。これを見ると、そうでないのになにに金が必要で、事業団は五十億ですね。これはどういふことですか。

○政府委員(森本潔君) ただいまのこの三百三十五億の使い方でありまして、これはもう還元融資だから、従来からやっている還元融資とこれから作られる事業団にまるまる使へばいいじゃないかという御意見ですが、全くそのとおりですが、御承知のように、ごらん願いますように、その中で、三百三十五億の中で医療金融公庫へ二十八億、それから一般地方債事業に五十七億と、こういうまじりものがあるわけでありまして、そういう見地からいたしますれば、これは実はいろいろ問題

は、そういう具体的な問題じゃないに、その三百三十五億というのがあって福祉事業にこれを使うというなら、やっぱり窓口一本でなければ、あとの二百八十億というような、どこの窓口でこれは貸すことになっているのか、それからこういう状態をずっと続けていくのか、この事業団は五十億ということのワケを将来どうしているのか、比率はこの状態であるのかどうか、そういう点はもう少し詳しく説明して下さい。

○政府委員（森本潔君） 御存じのように、還元融資につきましては、従来地方債という形だったのでございます。

それで今年度におきましても地方債という形で相当部分が残っておるわけでございます。それからその一部として

この事業団という形で融資するという
ことになったわけでございます。それ
で今お話は、全部事業団の窓口一本で

還元融資をしたらどうかというような
お気持ちがあるとも思うのでございます
が、これはやはり従来から還元融資は

地方債という形でやっていったということで、これは十年以上のあれもございますし、それから地方公共団体がや

りまして被保険者のための施設をする、病院を作ったりあるいは住宅を作る、こういうことも現をやっておるわけだ

ございまして、それ自体を否定すること
もなからうということでございまして、
当分の間地方責という形に、それ

から事業団という形とこの二本立で考えた、それから資金の量は、事業団

は本年は中途でございまして、五十億というところでございますが、来年度におきましては資金量もふえますし、

ないものが多い。そういう事情からい
たしまして、いわばそれぞれの実態に

応じて地方公共団体に振り向けるものと直接貸しをするものとを振り分けて
こういうふうにしてゐるわけでありま

す。したがって、将来民間で直接借り受けてやれる使途がふえて参りますなら、ばその割合はぐっと多くしていく、

こういうことになるわけでありまして、それで明年度の計画といたしましては、厚生年金につきましては事業団に振

り向けるものの割合が非常に多くされる見込みでございます。新たに入ってくる資金の六割から七割程度のものである

事業団のほうへ振り向けて、地方公共
団体のほうへ振り向けるものは三割か
四割足らずですぎない。一方国民年

金の場合は事情はやや違いまして、これはむしろ地方公共団体を通じてやらねばならぬ面が非常に多いので

かたに材にたれぬ音而な非響に多しのつ
ございます。したがって、国民年金の部
分については七割近く、あるいは八割

近くまでを地方公共団体のほうに振り向けて、残りを事業団に振り向ける、
 こういうふうにいたすわけでありま

す。地方公共団体のほうに振り向けますのは、一たん事業団に資金運用部から貸し付けて、そこから地方公共団体

に貸し付けるといふ回り道をするわけには参りませんので、この分は直接資金運用部から貸し付ける、こういうこ

とでございます。

なお、ただいままでの説明で実は登場していないもう一つの隠れた問題が

あるでございます。それは、事業団から住宅の融資をしたいし、実情から見るとその必要が非常に多いわけであ

ります。ところが、これはまあ関係省の間でなかなか折り合いがつかぬとい

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	85%
30-49	80%
50-69	75%
70+	70%

100

100

10

1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 2680, 26

1

•

22

10

1

2000

10

1

いう意見が挟まって参りますけれども、オリンピックがあるうとなかろうと、どんな都市でも清掃の、塵芥の捨て場に困っている。処理に困っている。屎尿の問題で困っている。これはほんとうに日本が文化国家になる基礎ですよ、何と言ったって。下水もそのとおりです。このようなものこそ私は非常に重点に、事業団のこちらへ入れようといれまいと重点にやらなければならぬ。その基礎が地方債であらうとなかろうと私はやらなければならぬ。こんなフクターだけで、これは地方自治体の融資はこれだけでいい、そんなことはないと思いますが、ほんとうに厚生行政としてうんと力を入れなければならぬ。終末処理の問題は力を入れなければならぬ、これは膨大な資金にひもをつけてこれこそ最も力を入れておやりになるところじゃないですか。私はそう思うのです。だから、私はその地方債に入っているからどうこうというのを言っているわけじゃない。二五%を福祉事業に使うという大方針があって、他にはひもをつけるというなら、こういうところにひもをつけた金を十分に使っていたらいい。これができないなら意味ないと私は思う。福祉事業にもいろいろあります。その場合に、たとえば、終末の処理の問題のために金を使う場合があってもいいと私は思うのです。しかし、せっかくひもをつけて理事、監事を置いて、一つの事業団をこしらえて……よくいろいろ議論、問題になりますけれども、何十万という給料をもらって、そして事業団が発足したけれども、五十億くらいで、出先がおらないで市中銀行の貸し出しをずっと見てい

てやっているというのに五十億のワケで仕事をさしていくということなら、せっかく大きい旗を立てられる意義が私にはあまりにも少な過ぎるのではないかと、そういうことを考えるから今申し上げているわけですよ。やらなければならぬことは、もう厚生行政は終末処理の問題にもっと力を入れてもらわなければならぬ。それはひもをつけてやることです。そういうことを何か知らぬけれども、せっかく大方針があるから、基本的な問題をちょっと問うているわけです。

○政府委員(小山進次郎君) ことごとく先生仰せのとおりでございます。ここにあります上水道、下水道、清掃、簡易、この事業に充てられている融資の額はもちろんこんなものではない、上水道だけでも百五、六十億といふものがあるわけでございます。それでこういうふうにごばれができましたのは、もっとそちらのほうをふやせという主張を一面にやっておる間にだんだん物事が固まってきた、どうにも向こうのほうはほかの財源では解決がつかないというところになったわけであります。そういうことで私も藤田先生仰せのとおりを考え持っております。最後の段階でそれではしやうがないから自分たちの持ち分のうちからこれを振り向けるということによって、当面必要なこういう上水道以下施設の少しでも多くの資金がいくようにしよう、また、医療公庫の問題もやはりそういうふうに分たちで持つというところで片づけようというところで片づけたわけでありまして、しかし、これは実は不本意な解決でございます。

まして、先生おっしゃるように、もつと前、つまり四分の三のほうで十分それを確保するという主張を實際上貫徹をして、四分の一のほうでは従来やっておったような還元融資が十分やれるようにしたい、こういう考え方を持っておるわけでございます。その意味で明年度以降はそれでつきりさせていきたいという考えでいるわけであります。

なお、事業団に融資いたします金額は、来年度はもろもろ五十億なんといふことになって、これは二百億近く、百五、六十億から二百億近くまで持っていきたい、こういう考えでおります。

○藤田藤太郎君 私はまだ具体的な問題についてお聞きしたいのですけれども、大筋が大体わかりましたから、きょうはこれくらいにしたらどうですか。

○委員長(谷口弥三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始めます。

それでは本件に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

以上をもって本日の審議を終わります。次回の委員会は明日午後一時開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三分散会

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、失業対策事業の根本的改正に関する請願(第三二八号)(第三五六号)(第三六六号)(第三六七号)(第三八八号)(第三九一号)(第四一三三号)(第四一九号)(第四二九号)(第四三五号)(第四三六号)(第四三七号)(第四三八号)(第四三九号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第三二九号)

一、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部改正に伴う附帯決議第二項反対に関する請願(第三三〇号)

一、定年退職者の失業保険金一括支払に関する請願(第三三六号)

一、らい療養所の医師、職員、の充員等に関する請願(第三四二号)

一、原爆被害者救援に関する請願(第三四九号)

一、じん肺法の一部改正に関する請願(第三五〇号)

一、引揚医師に関する特例法の期限延長に関する請願(第三六四号)(第三九〇号)

一、原爆被害者援護法制定に関する請願(第三七二号)(第三七三号)(第三四二四号)

一、戦傷病者のための単独法制定に関する請願(第四一四号)

一、未帰還者留守家族援護に関する請願(第四五三三三)

第三二八号 昭和三十六年十月六日受理

失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 福岡県直方市議会議長 西村房雄

紹介議員 西田 隆男君

現行緊急失業対策法は、戦後の混乱期に制定されたものであり、当時の失業情勢に対応する措置としては適切であったと思うが、その後国民経済の異常な復興は失業並びに雇用情勢にも幾多の変化をもたらした、他面事業の運営に付随する諸弊害は容易に一掃することができず、事業主体である市町村はこれが事業の実施に当り、幾多の困難と過重なる財政負担を余儀なくされている実情であるから、この際現行法を根本的に改正し、事業の円滑なる運営と財政負担を軽減するため、(一)失業対策事業本来の目的と性格を明らかにし、事業の能率的かつ正常なる運営が保障されるよう法制化すること、(二)事業主体については国、都道府県、市町村相互間の責任体制を確立すること、(三)失業対策事業費は全額国庫において負担すること、(四)夏季及び年末手当を全国一律に法制化すること、(五)失対労働者の適格基準を適正化すること、等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三五六号 昭和三十六年十月七日受理

失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 鳥取県米子市議會議長 上田哲雄

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三六六号 昭和三十六年十月九日
受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 福島県郡山市議会議長
渡辺秋蔵
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三六七号 昭和三十六年十月九日
受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 福岡県大牟田市議会議長
長 舛永栄吉
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三六八号 昭和三十六年十月九日
受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 北海道三笠市議会議長
矢野精一
紹介議員 米田 勲君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三九一号 昭和三十六年十月十日
受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 福島県山田市議会議長
瓜生伊八
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四一三三号 昭和三十六年十月十一日
日受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 高知県須崎市議会議長
田川兼盛
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四一九号 昭和三十六年十月十一日
日受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 鳥取市議会議長
浜崎 芳雄
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四二九号 昭和三十六年十月十二日
日受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 高知市議会議長
野老 山齊
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四三五号 昭和三十六年十月十二日
日受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 兵庫県姫路市議会議長
大森石松
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四三九号 昭和三十六年十月十二日
日受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 長崎市議会議長
住田 政之助
紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第四三六号 昭和三十六年十月十二日
日受理
失業対策事業の根本的改正に関する請願

請願者 福岡県武生市議会議長
伊藤 静
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三二九号 昭和三十六年十月六日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三六一
大田実
紹介議員 西郷吉之助君
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できなから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法の適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置、

第三三〇号 昭和三十六年十月六日
受理
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部改正に伴う附帯決議第二項反対に関する請願

請願者 京都市東山区古門前通り大和路東入元町三五八ノ三社団法人京都府鍼灸按摩マツサージ師会長 関野光雄外十四名
紹介議員 大野木秀次郎君
昭和三十六年六月六日衆議院社会労働委員会において、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部改正法案審議の際、附帯決議された四項中の第三項の救済措置が講じられる場合、法律施行以前にいたしかのぼつて医業類似行為を行なつていたか否かの証明は非常に困難であつて、ましてや、届出がもれていなかったかどうかの証明は非常に困難であつて、従つて虚偽の証人を得てこれに便乗する心配が非常に大きい。現在各地にある療術業者の団体が、届出の有無を問わずこれを会員とし、その中には法施行後養成された者多数を含め相当多額の会費を徴収して活発な運動を展開しており、その有力な組織を悪用し不正が行なわれる場合を予想すると、その弊害はまことに大なるものがあると考えられるから、この附帯決議の第二項に反対するとともに今後このようなことが繰り返されないよう善処せられたいとの請願。

第三二九号 昭和三十六年十月六日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三六一
大田実
紹介議員 西郷吉之助君
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できなから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法の適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置、

第三二九号 昭和三十六年十月六日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三六一
大田実
紹介議員 西郷吉之助君
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できなから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法の適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置、

第三二九号 昭和三十六年十月六日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三六一
大田実
紹介議員 西郷吉之助君
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できなから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法の適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置、

第三二九号 昭和三十六年十月六日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三六一
大田実
紹介議員 西郷吉之助君
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できなから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法の適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置、

第三二九号 昭和三十六年十月六日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三六一
大田実
紹介議員 西郷吉之助君
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できなから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法の適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置、

第三二九号 昭和三十六年十月六日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三六一
大田実
紹介議員 西郷吉之助君
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できなから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法の適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置、

第三二九号 昭和三十六年十月六日
受理
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町三六一
大田実
紹介議員 西郷吉之助君
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついに組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できなから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法の適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置、

第三三六号 昭和三十六年十月六日
受理
定年退職者の失業保険金一括支払に關する請願
請願者 大阪府南区局防町二一
御津ビル内全国定年退
職者連盟内 末広昇

紹介議員 鈴木 恭一君
定年退職者に対する失業保険金は、現規定によると毎週一度職業安定所の窓口で支給されている状態で、再度の職を求め働き盛りの人達と等しい取扱を求めているが、定年退職者いわゆる老令者の再就職可能性の稀薄であること、高額の掛金を退職まで続けてきたこと、退職後も長い余生をなんとかして過ごすために独立生計を営める生業を計画すること等に対する措置として定年退職者に限り、退職と同時に失業保険金一括支給の便宜を与えるよう失業保険金支給方を改正せられたいとの請願。

第三四二号 昭和三十六年十月七日
受理
らい療養所の医師、職員充員等に関する請願
請願者 熊本県菊池郡合志村栄
国立療養所菊池恵風園
内 野仲正憲

紹介議員 森中 守義君
らい療養患者の医療の充実、生活福祉向上のために、(一)医師及び職員を増員すること、(二)患者の作業賃を増額すること、(三)不自由者看護人等の定員を確保すると共に付添員を職員に切り替えること、(四)障害福祉年金の支給範囲を拡大すること、(五)食糧費を増額すること、(六)医療の充

実、患者の生活の保障を図ること、(七)施設整備費を増額すること、(八)患者生活物品費、夫婦合等雑費、厚生指導費、身体障害諸費、寝具整備費を現行の倍額にすること、(九)燃料費を増額すること、(十)寒冷地の燃料、被服、寝具費を増額すること、(十一)作業器材費を予算化すること、(十二)不自由者特別慰安金を増額すること、(十三)児童患者教育関係経費を増額すること、(十四)高校生徒に対する奨学資金を支給すること、(十五)小、中学校生徒に対する特別慰安金を予算化すること、(十六)特殊庁費を増額すること、(十七)被服、寝具費を増額すること、(十八)新収容者の被服、寝具費を新規予算化すること、(十九)文化教養費を予算化すること、(二十)患者慰安金を増額すること、(二十一)独身者の居住様式を個人単位にすること等の実現を期せられたいとの請願。

第三四九号 昭和三十六年十月七日
受理
原爆被害者救援に関する請願
請願者 静岡県浜松市恒武町二
九八 田辺寛司
紹介議員 松永 忠二君
原爆被害者の援護措置を完全にするために、(一)医療を無料にするため、現行療法の特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大し、医療手当のわくを撤廃し増額すること、(二)生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、(三)障害者に障害年金を支給すること、(四)死没者に対する弔慰金と遺族に年金を支給すること、(五)現行法律の実施に必要な十分な措置をとるとともに事務費を増額すること、(六)原爆

症についての総合的研究機関を設置すること等措置を講ぜられたいとの請願。

第三五〇号 昭和三十六年十月七日
受理
じん肺法の一部改正に関する請願
請願者 岡山県和気郡三石町
片山忠志外九十名

紹介議員 紅露 みつ君
じん肺法に關し、(一)休業補償費並びに傷病給付を現行支給の二十パーセント以上引き上げること、(二)賃金のスライドは現行二十パーセントを十パーセントにとすること、(三)療養開始後三年を経過したとき本人の申請により、一時金を平均賃金の六百日分以上受給し得るようになすこと、(四)労災期間と解雇制限は六年とすること、(五)現行法を適用されていない、けい肺患者に対しても適用のめちを聞くこと等の改正を行なうとともに、(一)じん肺特別保護法を単独に制定すること、(二)療養と生活に伴う十分な補償を確立すること、(三)死亡の場合、療養期間の長短にかかわらず十分な遺族補償を一律に支給すること、(四)療養期間中は解雇しないこと、(五)就労施設を早急につくること等について、考慮せられたいとの請願。

第三六四号 昭和三十六年十月九日
受理
引揚げ医師に関する特例法の期限延長に関する請願
請願者 東京都大田区本蒲田四
ノ一一 中島茂寿外五
十五名
紹介議員 勝保 絵君

引揚げ医師に関する特例法は昭和三十五年十二月三十一日限りで失効となつたが、ここに残念なことは五十余名の資格未獲得者が残つた事実であり、平均年齢六十歳にして今さら他に職を求め、又、つかんとすることも不可能である上、無医村、へき地、離島又は沖繩等医療に恵まれない所に、当局の指示に従い医療奉仕に協力を誓つてゐる点も考慮せられ、自今二箇年を限度としてこの法令を延長せられたいとの請願。

第三九〇号 昭和三十六年十月十日
受理
引揚げ医師に関する特例法の期限延長に関する請願
請願者 熊本県天草郡御所浦村
一、一九八 浅里久男
外五十五名
紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第三六四号と同じである。

第三七二号 昭和三十六年十月九日
受理
原爆被害者援護法制定に関する請願
請願者 広島市宇品町七ノ八五
六 相原はる子外二名
紹介議員 藤田 進君

原爆被害者の援護対策として、(一)特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大するとともに医療手当の支給条件を緩和し大幅な増額を図ること、(二)生活困窮者の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、(三)原爆死没者の遺族に對して弔慰金と年金を支給すること、(四)原爆被害者に障害年金を支給する

こと、(五)原爆症療養のための温泉療養を認めること、(六)昭和二十年以後の被爆者の子どもを被害者として認めること、(七)原爆被害者に身体障害者なみに鉄道料金の割引を実施すること、(八)原爆被爆老人に老人ホームを設置すること、(九)原爆症についての研究と根治療法を早期発見するため放射能医学研究機関を強化拡充すること、(十)法律施行に対する事務費を大幅に引き上げること等を内容とする援護法を制定せられたいとの請願。

第三七三号 昭和三十六年十月九日
受理
原爆被害者援護法制定に関する請願
請願者 広島県佐伯郡廿日市町
地御前 石井章人
紹介議員 藤田 進君 山田 節男君

この請願の趣旨は、第三七二号と同じである。

第四二四号 昭和三十六年十月十一日
受理
原爆被害者援護法制定に関する請願
請願者 広島県佐伯郡佐伯町一
二八 原爆被害者の会内
西本昭人
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三七二号と同じである。

第四一四号 昭和三十六年十月十一日
受理
戦傷病者のための単独法制定に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内
一ノ一財団法人日本傷
痍軍人会内 奈良栄三

六号、第七号又は第十号に掲げる事業を行なうことができない。

3 組合は、組合員の利用に支障がない限り、組合員以外の者に第一項第四号から第六号まで及び第八号から第十一号までに掲げる事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

4 第一項第九号又は第十号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、組合員の親族又は使用人は、これを組合員とみなす。

第二節第十四条の次に次の七条を加える。

(共済規程の設定、認可等)

第十四条の二 組合は、第八号第一項第十号に掲げる事業（以下「共済事業」という。）を行なおうとするときは、共済規程を定めて、厚生大臣の認可を受けなければならない。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の共済規程には、共済事業の種類ごとに、その実施の方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を記載しなければならない。

3 共済規程の変更又は廃止は、第一項ただし書に規定する場合を除き、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(火災共済金額の制限)

第十四条の三 火災により生ずる財産上の損害をうめるための共済事業を行なう組合は、厚生省令で定める共済金額をこえる共済契約を締結してはならない。

業を行なう組合は、厚生省令で定める共済金額をこえる共済契約を締結してはならない。

(共済事業の支払準備金及び責任準備金)

第十四条の四 共済事業を行なう組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、厚生省令の定めるところにより、支払準備金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(区分経理)

第十四条の五 共済事業を行なう組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分し、かつ、共済事業の種類ごとに経理しなければならない。

(共済事業の財産運用の制限)

第十四条の六 共済事業を行なう組合の財産で前条の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものは、厚生省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

(共済規程の設定等に関する決議)

第十四条の七 共済規程の設定は、総会又は創立総会の、共済規程の変更又は廃止は、総会の決議によるなければならない。

(省令への委任)

第十四条の八 前六条に定めるもののほか、共済事業に係る財務その他共済事業に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(出資)

第十六条の二 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 前項の規定により出資をさせる組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 一組合員の有することのできる出資口数の最高限度は、組合員の総出資口数の四分の一をこえない範囲内において、定款で定めなければならない。

5 出資組合の組合員の責任は、第十八条の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

6 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第十六条の三 出資組合の組合員は、出資組合の承認を受けなければならない。その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例に準じなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(非出資組合の組合員の責任)

第十六条の四 非出資組合の組合員の責任は、第十八条の規定による経費の負担に限る。

第二十一条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 出資の払込み、経費の支払その他の組合に対する義務を怠つた組合員

第三節第二十一条の次に次の四条を加える。

(脱退者の持分の払い戻し)

第二十一条の二 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける当該出資組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第二十一条の三 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(払い戻しの停止)

第二十一条の四 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の払い戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十一条の五 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十一条の

二及び第二十一条の三の規定を準用する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(出資の第一回の払込み)

第二十五条の二 理事は、前条の規定により引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後に行ふことを妨げない。

第二十八条第一項各号列記以外の部分中「事項」の下に「非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。」を加え、同項中第十一号を第十五号とし、第七号から第十号までを順次四号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の四号を加える。

七 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法

第二十八条第二項中「、その時期又は事由を」と「その時期又は事由を、現物出資をする者を定めたとき

はその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与えられる出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を、に改める。

第五節第四十九條の次に次の六条を加える。

(出資一口の金額の減少)

第四十九條の二 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第四十九條の三 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

第四十九條の四 出資組合は、定款

で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剰余金の配当)

第四十九條の五 出資組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

第四十九條の六 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が払込みを終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

(出資組合の持分取得の禁止)

第四十九條の七 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 移行

(出資組合への移行)

第四十九條の八 非出資組合であつて、第八条第一項第六号、第七号又は第十号の事業を行なおうとするものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

2 理事は、前項の規定による出資

組合への移行に関する定款の変更につき第二十八條第三項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 総代会においては、第四十九條第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができない。

4 第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において、登記をすることによつてその効力を生ずる。

5 第一項の規定による出資組合への移行については、第二十五條の二第二項及び第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定により非出資組合が事業年度中途において出資組合に移行する場合における法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(非出資組合への移行)

第四十九條の九 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

2 前項の規定による非出資組合への移行については、第二十一條の二から第二十一條の四まで、第四十九條の二、第四十九條の三並びに前条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定により出資組合が非出資組合に移行する場合における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資組合は、当該非出資組合に移した時において解散したものとみなす。

第五十四條第一項中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 会員たる組合の組合員の福利厚生に関する事業

八 会員たる組合の組合員の共済に関する事業

九 会員たる組合が共済事業を行なうことによつて負う共済責任の再共済に関する事業

第五十四條第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

四 会員たる組合の組合員の営業に関する共同施設

第五十六條中「第七條」の下に「第八條第二項から第四項まで、」を加え、「第十四條まで」を「第十四條の八まで」に、「第十七條」を「第十六條の二」に改め、「第二十條まで、」の下に「第二十一條の五第一項、」を加え、「第五十條」を「第四十九條の二」に改め、「この場合において」の下に「第八條第二項中「前項」とあるのは「第五十四條」と、同項第六号、第七号又は第十号」とあるのは「同条第四号、第五号、第八号又は第九号」と、同条第三項中「第一項第四号から第六号まで及び第八号から第十一号まで」とあるのは「第五十四條第三号、第四号及び第六号から第十号まで」

と、同条第四項中「第一項第九号又は第十号」とあるのは「第五十四條第七号又は第八号」と、を、「第五十五條」と、の下に「第十四條の二第二項中「第八條第一項第十号に掲げる事業」とあるのは「第五十四條第八号又は第九号に掲げる事業」と、」を加える。

第四章中第五十七條の前に次の一条を加える。

(組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告)

第五十六條の二 第九條の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の出出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、当該業者で当該適正化規程の適用を受けないもの(以下「組合員以外の者」という)の事業活動により、当該業者の健全な経営が阻害されている事態が存し、かつ、このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保に支障を生ずると認めるときは、厚生省令の定めるところにより、当該組合員以外の者に対し、当該適正化規程の内容を参酌して、当該業者又は営業方法を改めるよう勧告することができる。この場合において、当該組合員以外の者がもつぱら特定の事業所又は事務所の従業員としての福利厚生を図るための施設であつて現に当該従業員以外の者の利用に供していないものに係る営業を営む者であり、かつ、当該施設に係る当該組合員以外の者の事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がな

いものであるときは、それらの者に限り、料金若しくは販売価格又は営業方法に関する勧告の全部又は一部を受けないものとする事ができる。

第五十七條第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、厚生大臣は、当該業者がもつばら特定の事業所又は事務所の従業員の福利厚生を図るための施設であつて現に当該従業員以外の者の利用に供していないものに係る営業を営む者であり、かつ、当該施設に係る当該業者の事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないと認めるときは、それらの者に限り、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限に関する命令の全部又は一部の適用を受けないものとする事ができる。

第五十七條第一項第一号中「当該業者で当該適正化規程の適用を受けないもの」を「組合員以外の者」に改める。

第五十八條第三項中「認可の取消」の下に「第五十六條の二の規定による勧告」を加える。

第六十三條中「適正化基準」の下に「第五十六條の二の規定による勧告」を加える。

第六十四條第二項中「都道府県知事が」の下に「第五十六條の二の規定による勧告又は」を加え、「同項中」を「これらの規定中」に改める。

第七十條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十四條の二第一項又は

第十四條の四から第十四條の六まで（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第七十條第十一号の次に次の三号を加える。

十一の二 第四十九條の二又は第四十九條の三第二項（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少したとき。

十一の三 第四十九條の四又は第四十九條の五（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一の四 第四十九條の七（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員又は会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「法」という。）第八條第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業若しくは改正前の法第八條第二項に規定する事業を行なつていて環境衛生同業組合又は改正前の法第五十四條第一項第四号に掲げる事業若しくは改正前の法第五十四條第二項に規定する事業を行なつていて環境衛生同業組合連

合会は、改正後の法第八條第二項及び第十四條の二から第十四條の八まで（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して六箇月間は、なお当該事業を行なうことができる。

3 前項に規定する環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会のうち改正前の法第八條第二項又は第五十四條第二項の規定により共同に改正前の法第八條第二項又は第五十四條第二項の規定により共同に改正後の法第四十九條の八（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定により出資組合に移行した場合に、この法律の施行前になされた当該事業に係る認可は、改正後の法第十四條の二（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定によりなされた認可とみなす。

（所得税法の一部改正）

4 所得税法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である環境衛生同業組合及び同連合会」を加える。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

5 この法律の施行の際現に存する非出資組合である環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会（以下「非出資組合等」という。）が、所得税法第四十一條第一項の規定により、この法律の施行の日前に徴収されるべきであつた所得

税については、なお従前の例による。

6 法人税法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である環境衛生同業組合及び同連合会」を加える。

第九條第七項中「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を「出資組合である環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会」に改める。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

7 前項の規定による改正後の法人税法第五條第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資組合等については、この法律の施行の日以後開始する事業年度分の法人税から適用し、この法律の施行の日以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

8 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び商工組合連合会」の下に「非出資組合である環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会」を加える。

第七十二條の二十二第四項第五号中「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を「出資組合である環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

9 前項の規定による改正後の地方税法第七十二條の五第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資組合等については、この法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、この法律の施行の日以前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（附則第二項に規定する組合等に係る所得税法等の適用に関する特例）

10 この法律の施行後附則第二項の規定により法第八條第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業若しくは改正前の法第八條第二項に規定する事業又は改正前の法第五十四條第一項第四号に掲げる事業若しくは改正前の法第五十四條第二項に規定する事業を行なう非出資組合等に対するこの法律による改

正後の所得税法、法人税法又は地方税法の適用については、当該非出資組合等は、出資組合である環境衛生同業組合若しくは出資組合である環境衛生同業組合連合会に移行するまでの間又は当該事業を廃止するまでの間、出資組合である環境衛生同業組合又は出資組合である環境衛生同業組合連合会とみなす。この場合において、当該非出資組合等が出資組合に移行した場合には、改正後の法第四十九条の八第六項の規定は、適用せず、また当該事業を廃止した場合には、改正後の法第四十九条の九第一項の規定により非出資組合に移行したものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律案

医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律

医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第三十六条第三項若しくは第四項又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二十二号）第三十三条第三項若しくは第四項の規定に該当する者に対する医師免許又は歯科医師免許及び試験については、昭和二十七年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて医師法第三十六条第三項又は歯科医師法第三十三条第三項の例によることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

（医師国家試験予備試験の受験資格の特例）

第一条 次の各号の一に該当する者は、当分の間、医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第十二条の規定にかかわらず、医師国家試験予備試験を受けることができる。

一 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）により専門学校入学者の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教育を目的とする学校（医師法第十一条第一号及び第四十三条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

二 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐劄特命全權大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

は、当分の間、歯科医師法（昭和二十三年法律第二十二号）第十二条の規定にかかわらず、歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行なつた医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国の行なつた医師試験の第一部試験に及格した者

（歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例）
第二条 次の各号の一に該当する者は、当分の間、歯科医師法（昭和二十三年法律第二十二号）第十二条の規定にかかわらず、歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

昭和三十六年十一月四日印刷

昭和三十六年十一月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局